

地域BWA無線局申請の手引き

[1.1版]

2016年 3月 1日
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

市町村等への地域BWA提案について

地域BWA無線局とは

1. 地域の公共の福祉の増進のために確保された周波数帯

地域の公共サービスやデジタルディバイドの解消等を目的として、地域独自に自由な利用が可能な2.5GHz帯の周波数。

2. 公共の福祉の増進に寄与する計画が必要

地域BWA無線局（基地局、陸上移動局等）の申請には「免許の対象区域の公共の福祉の増進に寄与する計画」が必要。

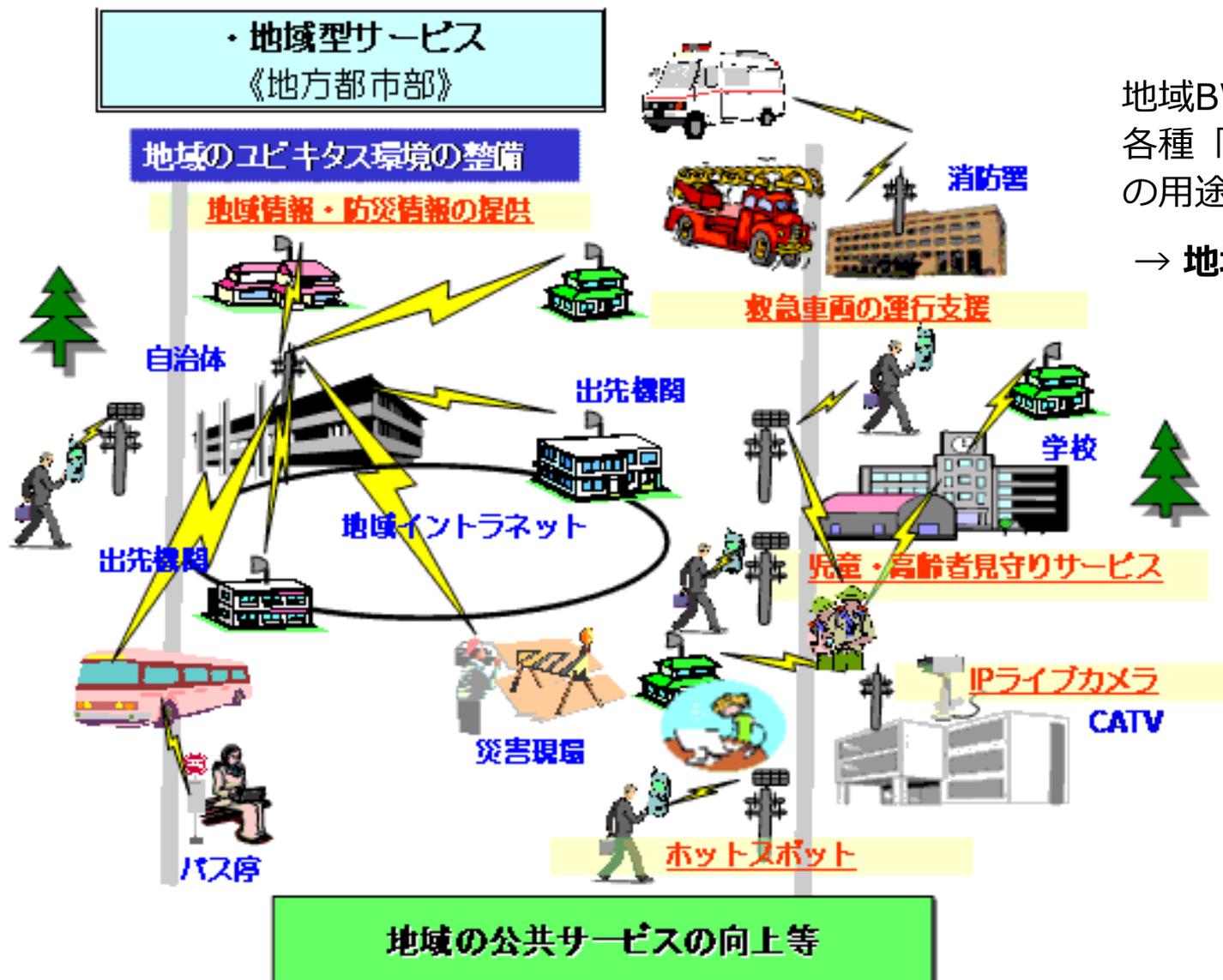
具体的には、申請書に市町村と調整して市町村長印のある計画書等を添付する。

3. 提供サービス

単にインターネット接続商用サービスのみの事業は不可。

例えば、住民向け行政情報提供や情報過疎エリア向けの情報提供手段の確保、行政機関拠点間のバックアップ回線、職員専用連絡手段の提供等を主な業務として、これらに支障がない範囲内で地域向けの商用サービス提供は可能と考えられる。

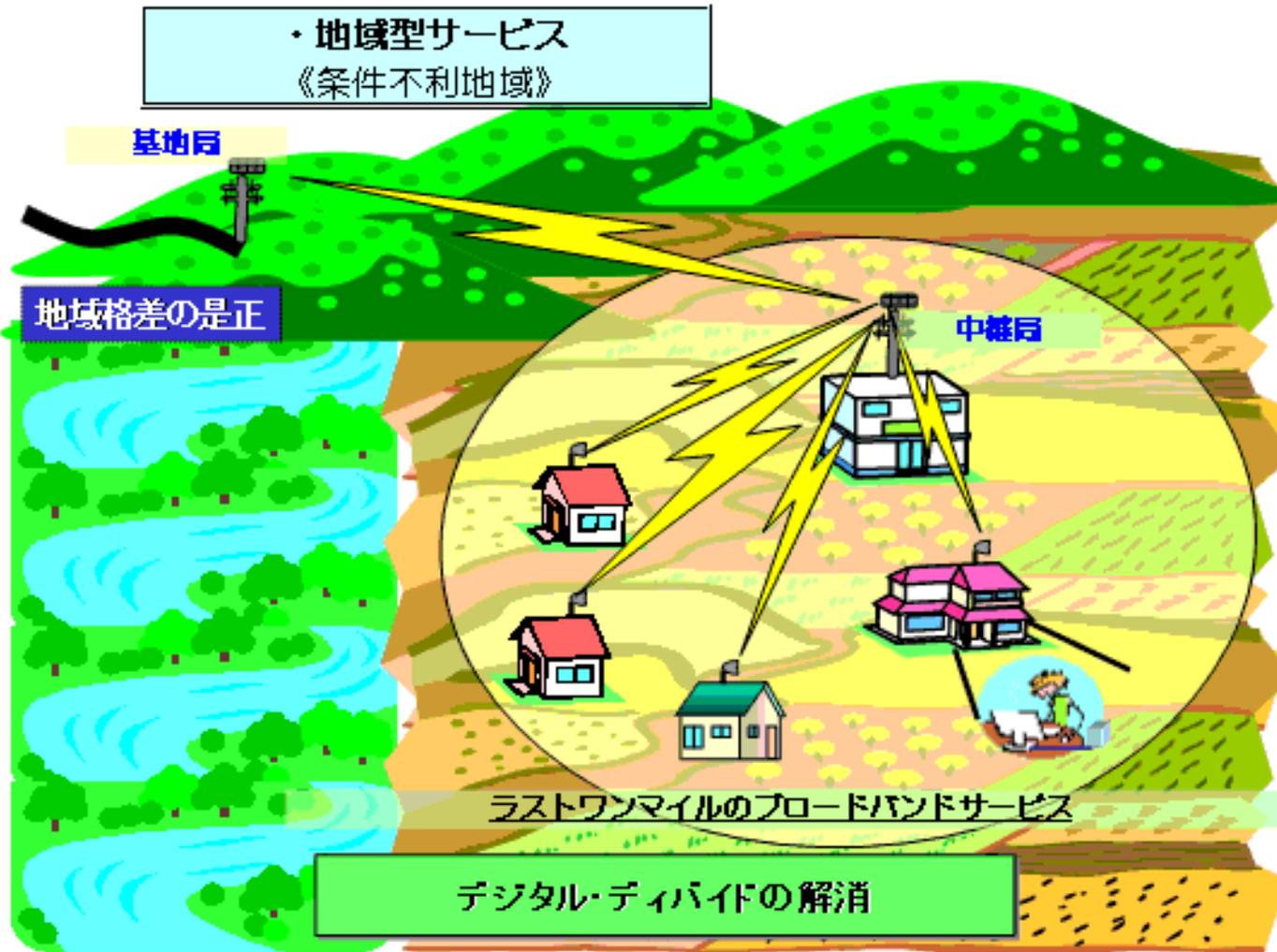
地域BWAの利用例①（都市部）



地域BWAの基地局を中心に
各種「地域の公共の福祉」
の用途に利用可能

→ 地域の公共用周波数

地域BWAの利用例②（デジタルデバイド地域）



地域BWAの基地局の先に中継局を設置して特定エリアの公共サービス提供に利用

- 生活・防災情報の提供
- 既存回線バックアップ
- 遠隔機器モニター回線
- など

(出展) 電波政策ビジョン懇談会 最終報告書 (平成26年12月26日) (要旨抜粋)

3 今後の移動通信周波数割当てにおける方向性

(3) 地域用周波数の有効活用

① 地域BWAの導入経緯について

地域BWAは、デジタル・ディバイドの解消及び地域の公共サービスの向上等、当該地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的とする広帯域移動無線アクセスシステムであり、原則として一市町村を免許対象区域としている。

平成20年6月に事業者への無線局免許付与が開始され、平成21年度から順次サービスが開始されてきたところであり、平成26年9月末現在の事業者は46地域44者となっている（うち、商用サービスを開始している事業者は29者）。

② 電波利用状況調査の実施及び参入意向調査の実施について

総務省は、平成24年度に2.5GHz帯BWAについて臨時に電波の利用状況調査を実施し、その調査結果を公表。地域BWAは、約95%の市町村で無線局が開設されておらず、無線局の開設が進んでいる地域と停滞している地域の二極化が進んでおり、有償サービスを提供する免許人は約半数であった。

総務省では、WiMAX Release 2.1AE やAXGPの導入等を可能とするための制度改正を行うこととした。

高度化を契機に**全国BWA事業者と資本関係を有する事業者による大規模な参入表明があった**一方で、地域公共サービスに関し**自治体との調整が未着手又は途上であるものが多い**という結果。

地域BWAバンドの免許審査に当たっては、地域福祉への貢献等度合いを重視すべき、異事業者間のキャリアアグリゲーションについては検討の場を設け慎重に対応すべき等の意見があった。

③ 本懇談会での検討

無線局の開設されていないエリアにおける有効利用の方法として、地域BWAの成功事例も生じつつあり、今後更なる発展が見込まれることから、地域BWAの普及を推進することが必要であり、ネットワーク構成に自由度が必要であるためMVNOではなく自社設備が望ましいとの意見があった。

また、今後は成功事例を全国展開することが必要であり、**市町村が関与する地域BWAについては地方議会の議決等が必要**であること等から、**2年程度の免許申請受付期間を設定すべき**である、それでもなお活用されない地域については、改めて活用方策を検討すべきであるとの意見があった。

一方で、市町村単位での参入は技術面・採算面で限界があり、現在使われていないエリアは、本懇談会中間とりまとめ後速やかに全国バンド化し、新規事業者はMVNOとして公共サービスを提供すべきとの意見が述べられた。

なお、**構成員より、地域BWAの制度の趣旨等を踏まえると、直ちに全国化することは拙速ではないかとの指摘**がなされ、意見を述べた全国系通信事業者から指摘に対し反論の余地はないとの回答がなされた。

加えて、地域BWAは、全国BWA事業者への周波数割当てのように免許人へ義務（人口カバー率）等が適用されないため、全国BWA事業者やその関連事業者が参入することは公平な競争を促進する環境の維持という観点から問題であるとの指摘があった。

④ 地域BWAの周波数帯の今後の方向性について

第1に「**地域の公共の福祉の増進に寄与すること**」の地域BWAの制度趣旨・意義については維持すべき。

第2に、既存の地域BWA事業者や、地域を拠点に活動する新規参入希望者の意向を考慮すべきである。

第3に、**制度導入から6年が経過している中で多くの市町村で無線局が開設されていないため、これらの地**

域における有効利用を検討する必要がある。

電波利用状況調査の結果を踏まえ、WiMAX Release 2.1AE やAXGPの導入等を可能とするための制度改革を速やかに実施、その際には、「地域の公共の福祉の増進に寄与」するという地域BWAの意義を厳密に踏まえ、提供すべき公共サービスに関し**市町村との連携等を要件として明確化**し、地域活性化を目的とする地域BWAに全国事業者及びその関連事業者がそのまま参入することについては、公平な競争環境の維持を図るため適切な措置を講じるべきとした。

次に、**今後の地域BWAの在り方については**、制度改革による新規参入の促進の効果や、域における成功事例の横展開に向けた取組み等による**参入動向を一定の期間をとって見極めた上で検討していく**必要があり、地域BWAの在り方の検討に当たっては、MVNOが地域の公共サービス等の展開に有効な手段となりうるのか検証が必要であるとした。

その上で、地域BWAの新規参入が進まず、またMVNOとしての事業展開の拡大が見込まれる場合には、**所要の経過期間を講じた上で、当該期間経過後においてもなお利用されていない地域について**、現在の原則として**1市町村を単位とした割当てを見直し、全国バンド化を検討することが適当**であり、全国バンド化については、地域BWAの「地域の公共の福祉の増進に寄与」するという制度趣旨を踏まえ、既存の地域BWA事業者に十分配慮しつつ、周波数の割当てを検討することが適当であるとしたところである。

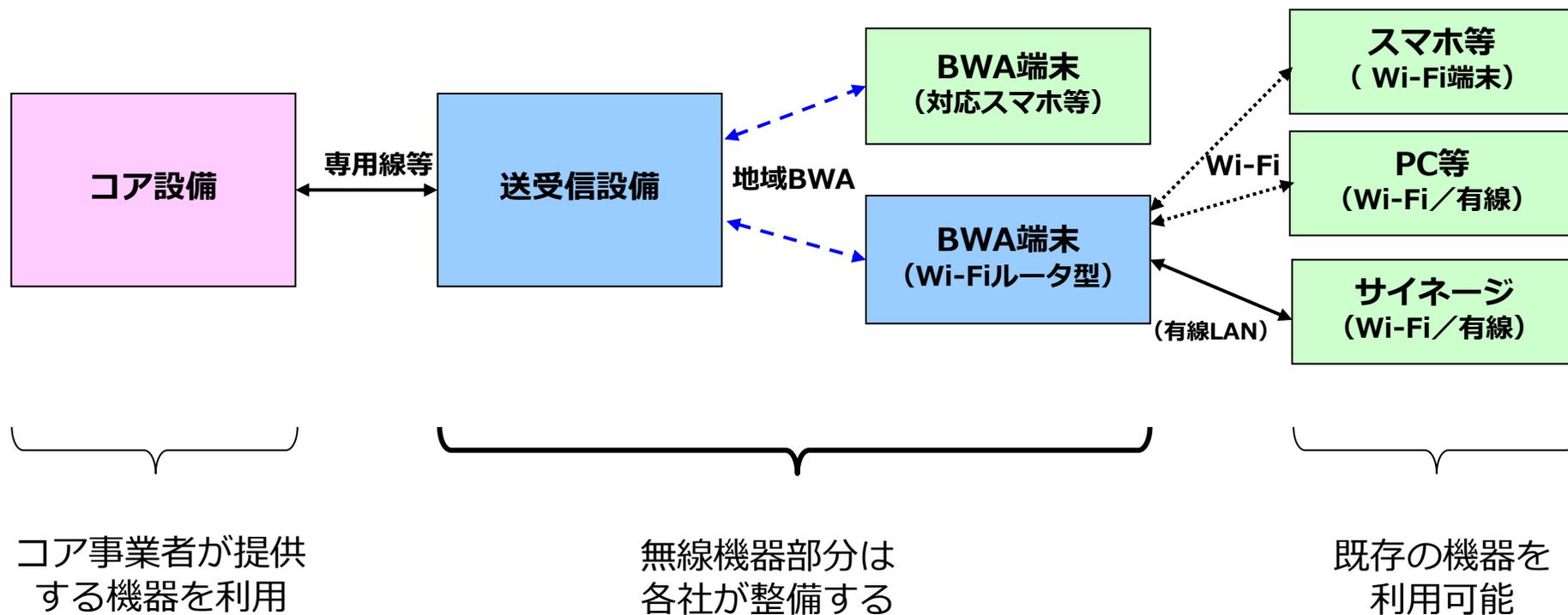
なお、電波監理審議会において、**地域BWA用周波数については、全国バンド化の結論ありきではなく、地域BWAの活性化が図られることが望ましいため、地域BWA事業への参入が促進されるための取組を充実させるべきとの指摘があった**ことを踏まえ、今後の地域BWAの在り方につき検討するに当たっては、こうした指摘を十分考慮する必要がある。

(最終報告書p53～56)

サービス・事業内容の検討について

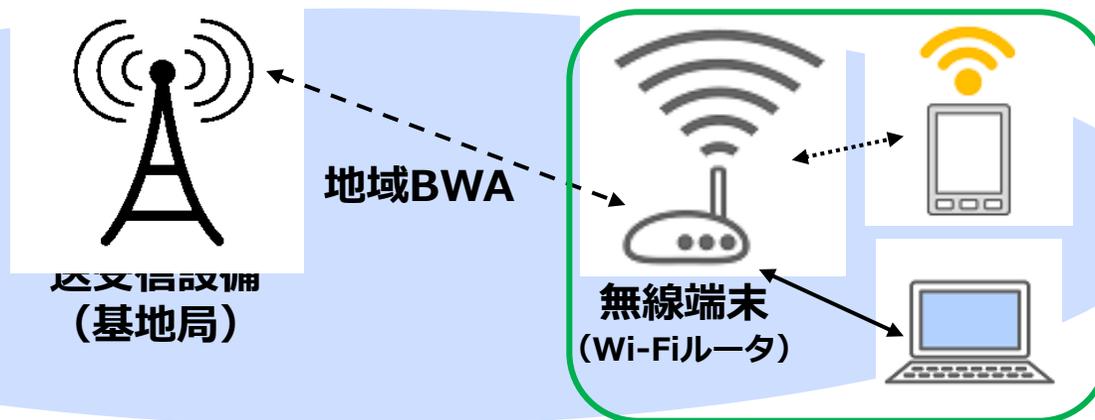
(1) システム構成・使用機材の検討

- ・ 地域BWAのサービスは、**原則として「データ通信」のみ**
- ・ データ通信としてのIP電話技術を利用した音声サービス等は可能
- ・ データ通信によりどのサービスを提供するかは設定次第（輻輳防止等を考慮して検討）

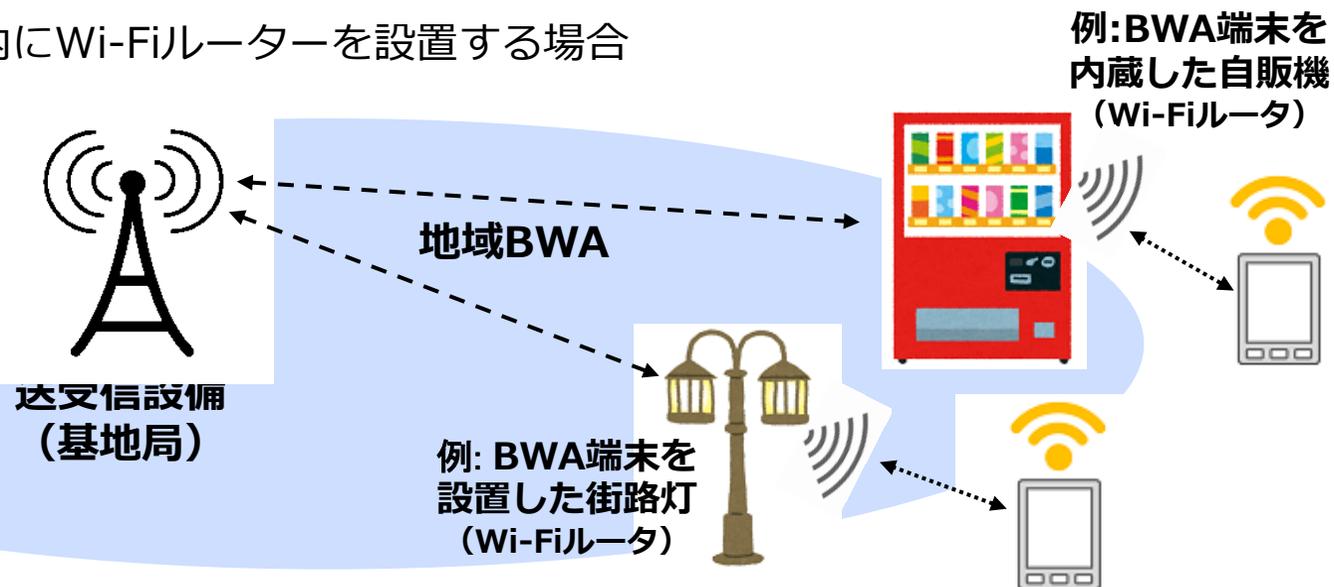


(2) サービス形態・サービスエリアの検討

① 基地局のサービスエリア内の拠点に設置する場合（最大半径1~2km程度）



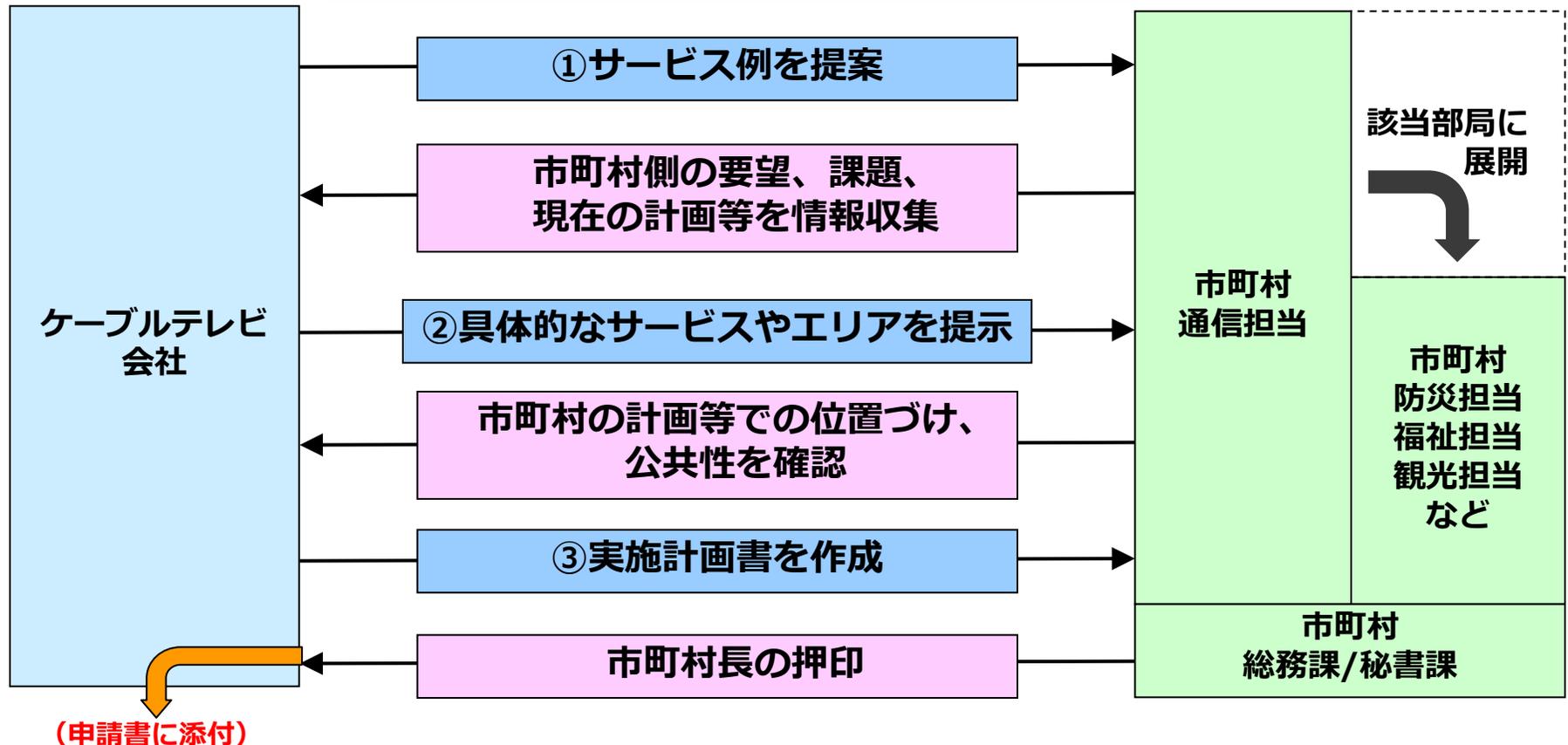
② 街中の既存構造物内にWi-Fiルーターを設置する場合



(3) 市町村への提案・実施サービス検討

- ① 市町村のニーズを踏まえて提供できるサービス案を提案
- ② 具体的なサービス内容、利用者、利用場所を相談して、基地局等の配置、数量を検討
- ③ 市町村の需要や機器の費用等を踏まえて当初実施予定のサービスを確定
- ④ 市町村長から確認を受けたことを示す書面に押印をもらい申請書に添付

市町村担当部局との打合せ内容・手順のイメージ

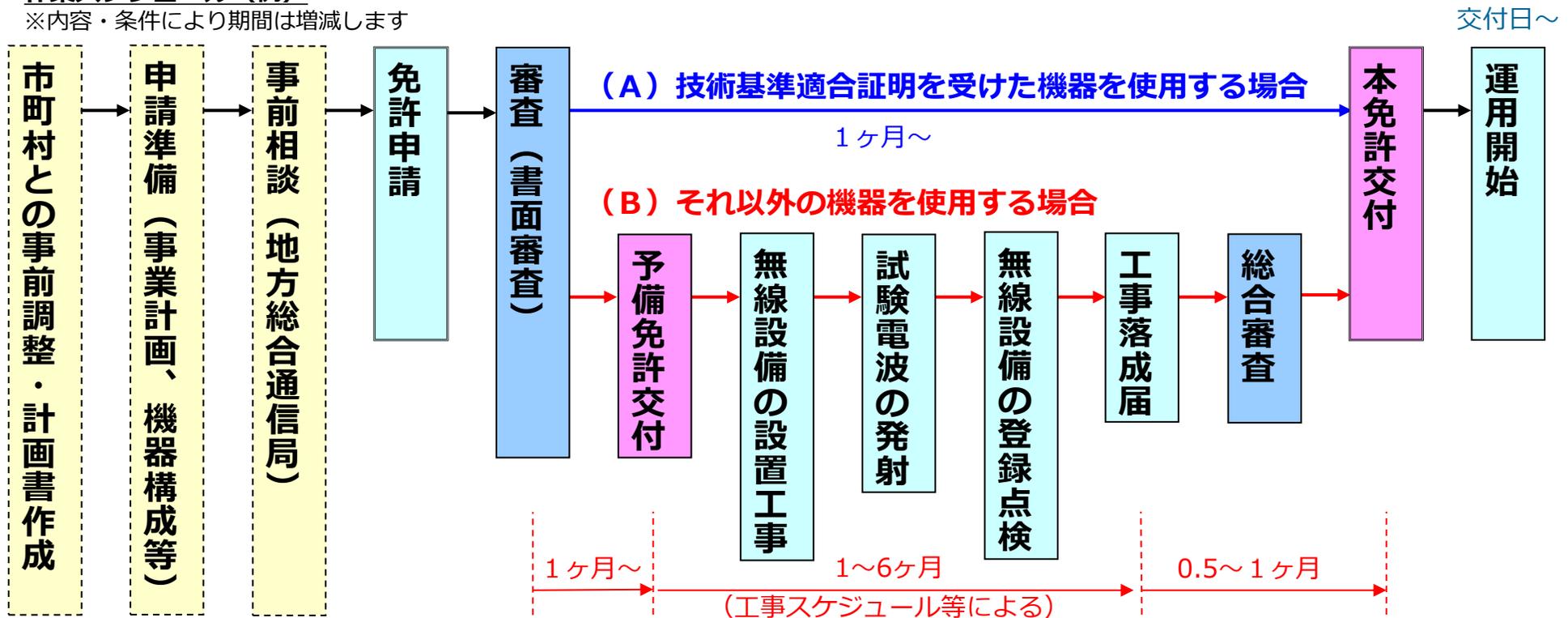


(4) 無線局免許申請の基本的な流れ

- ① サービス内容、通信エリア、事業計画、無線局の諸元等を確定する
- ② 地方総合通信局に事前相談して申請内容を相談、内容確認後に正式に**申請書**を提出
- ③ 総合通信局で電波の必要性、近隣無線局との混信の有無等の書面審査後に**予備免許**が交付される
- ④ 無線機器を設置し試験電波を発射して機器の点検を受けて総合通信局に提出
(技術基準適合証明を受けた機器を使用する場合は③と④は省略)
- ⑤ 総合通信局の総合審査後に**本免許**が交付される

作業スケジュール (例)

※内容・条件により期間は増減します



(参考) 無線局免許申請に係る電波法の主な関連条文 (その1)

(無線局の開設)

第4条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。

(免許の申請)

第6条 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- 一 目的
 - 二 開設を必要とする理由
 - 三 通信の相手方及び通信事項
 - 四 無線設備の設置場所
 - 五 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力
 - 六 希望する運用許容時間
 - 七 無線設備の工事設計及び工事落成の予定期日
 - 八 運用開始の予定期日
 - 九 (略)
- 2～8 (略)

(申請の審査)

第7条 総務大臣は、前条第1項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

2 総務大臣は、前条第2項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。

3～6 (略)

(参考) 無線局免許申請に係る電波法の主な関連条文 (その2)

(予備免許)

第8条 総務大臣は、前条の規定により審査した結果、その申請が同条第1項各号又は第2項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。

- 一 工事落成の期限
- 二 電波の型式及び周波数
- 三 呼出符号（標識符号を含む。）、呼出名称その他の総務省令で定める識別信号
- 四 空中線電力
- 五 運用許容時間

2 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があつた場合において、相当と認めるときは、前項第1号の期限を延長することができる。

(落成後の検査)

第10条 第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格（略）及び員数並びに時計及び書類（以下「無線設備等」という。）について検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、同項の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について第24条の2第1項【注:登録点検事業者】又は第24条の13第1項【注:外国点検事業者】の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて前項の届出をした場合においては、その一部を省略することができる。

(免許の付与)

第12条 総務大臣は、第10条の規定による検査を行った結果、その無線設備が第6条第1項第7号〔略〕の工事設計〔略〕の規定にそれぞれ違反しないと認めるときは、遅滞なく申請者に対し免許を与えなければならない。

(参考) 既存局との干渉検討の手順について

既存の近隣にある無線局との干渉検討の必要がある場合は、以下のように対応する。

1. 免許申請時に基地局設置予定の場所の近隣に、干渉検討が必要な無線局があるかどうか総通局に確認する。または申請後に総通局から特定の無線局と干渉検討を行うよう指示が来る。
▼
2. 送信機の特性（出力等）から定まる離隔距離（最低限必要な無線局間の距離）を算出して、詳細検討が必要かどうかを確認する。
（相手の無線局のサービスエリアのうち最も条件が厳しい（≒近い）地点が対象）
▼
3. 相手の無線局との間に建物や山等の地形的障害物がある場合は2に加えてそれらの影響を加味して干渉が軽減されないか検討する。
▼
4. 他の無線局の実際の事例等も参考にして干渉が生じないと見込まれることを説明する資料を作成する。
▼
5. 相手の無線局の免許人と干渉についての打合せを行う。
▼
6. 相手と合意ができない場合は、2～4の資料で総通局に干渉が発生しないと思われることを説明して総通局にその後の対応を相談する。
▼
7. 干渉の可能性が否定できない場合は、出力低減やアンテナ指向方向やチルト角の変更、フィルター追加、設置場所変更等の対策を含めて更に検討する。

地域BWAサービスイメージの例

地域BWAを用いたサービスイメージ（例：防災関連）

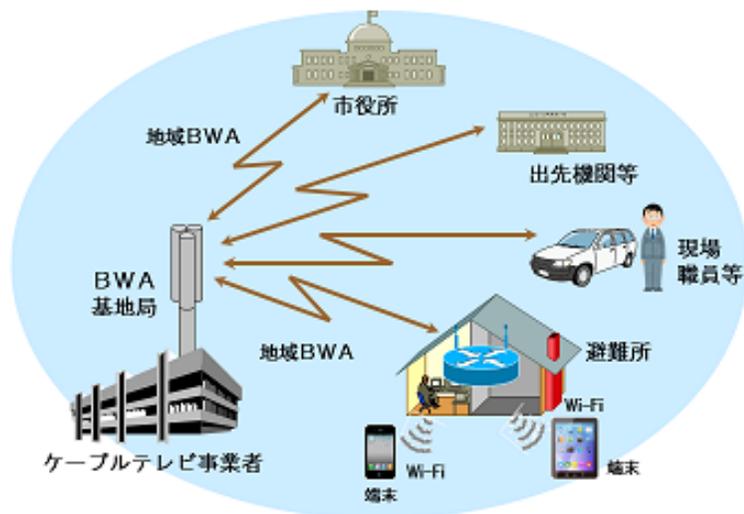
1. 地域BWAを活用した防災システム
2. 災害対策や被災時に利用するためのシステムの例
 - ・ 防災情報の配信システム（またはそのバックアップ用）
 - ・ 防災センサー、監視装置のアクセス回線（同）
 - ・ 市町村庁舎間の専用データ回線（同）
 - ・ 現場担当職員連絡用データ回線（同）
 - ・ 各避難所等への連絡用データ回線（同）
 - ・ 避難者に対する通信手段の提供 等
3. 直接的な防災システム以外の例
 - ・ 駅前や人が集まる拠点での防災・行政情報提供システム
 - ・ 情報過疎地域向けの情報提供（デジタルデバイド解消） 等
4. 平常時の利用例（有効活用・機器利用訓練）

本来の目的に支障がない範囲においては、観光案内等の他の公共利用や、商用サービスの提供も可能。

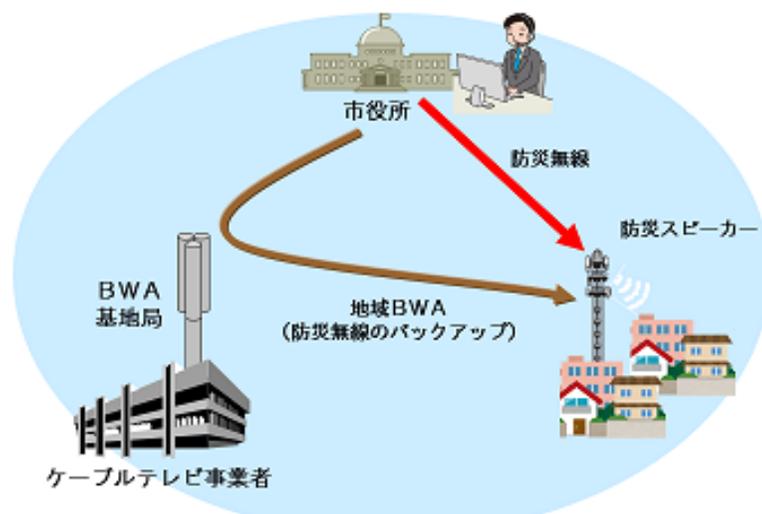
 - ・ 平常時の観光客等向けWi-Fiアクセスポイント用の回線としての利用
 - ・ 災害時に避難所となる体育館に設置されている機器を平常時のイベントで利用 等

地域BWAを利用したサービスイメージ（例）

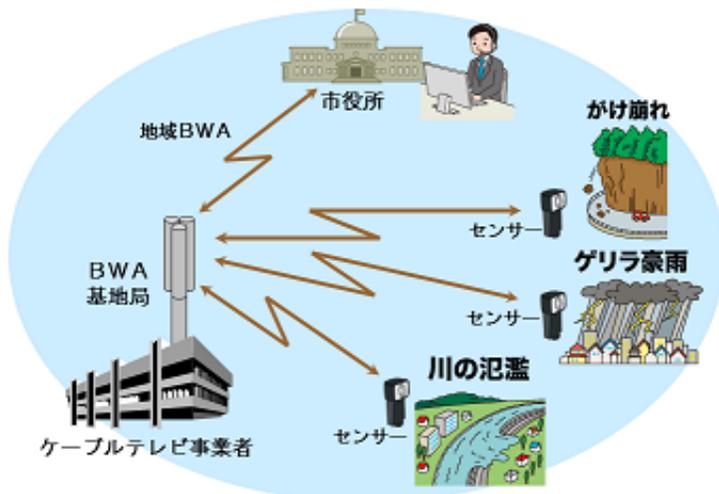
地域BWAネットワーク構成の全体的なイメージ



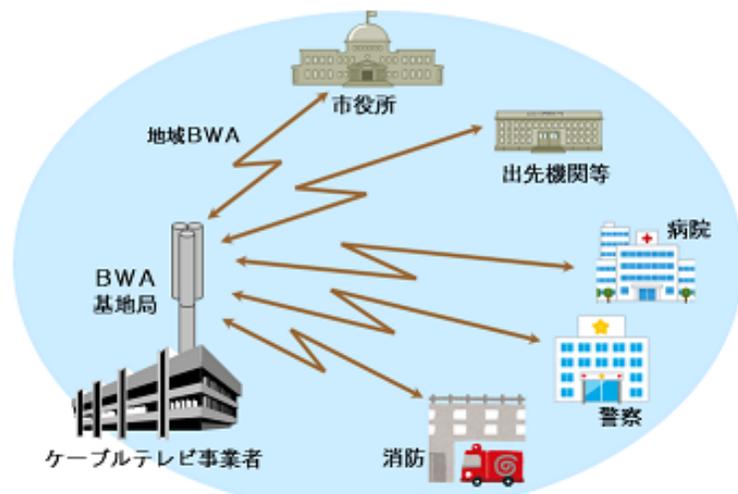
防災情報の配信システム



防災センサー、監視装置のアクセス回線

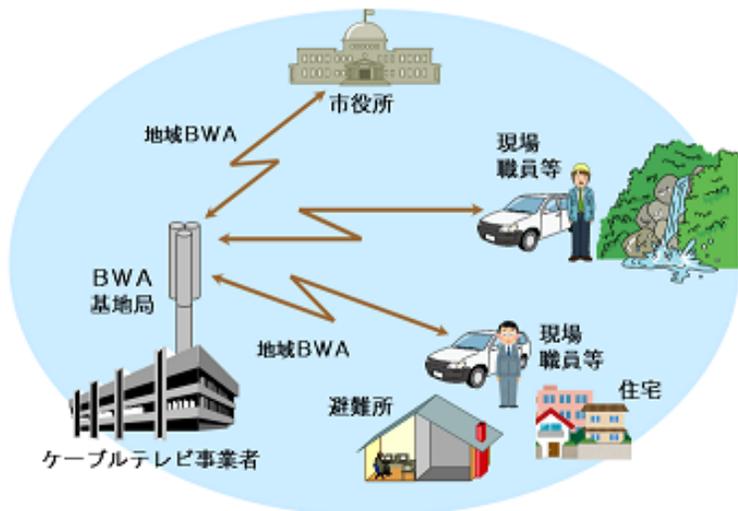


市町村公的機関間の専用データ回線

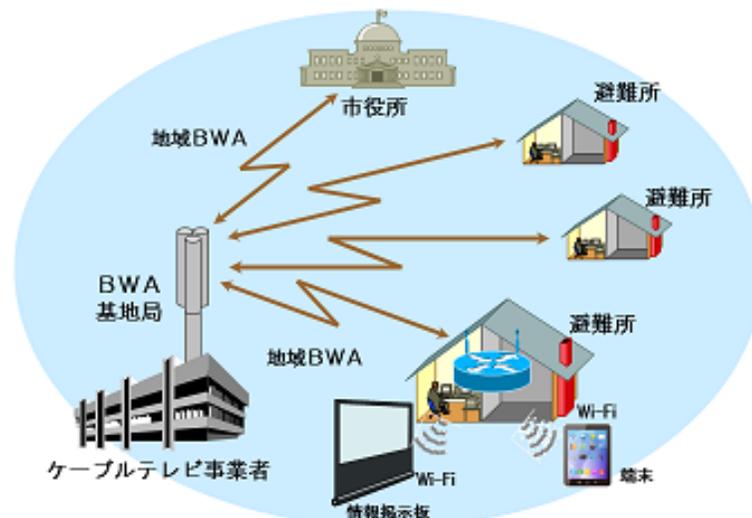


地域BWAを利用したサービスイメージ（例）

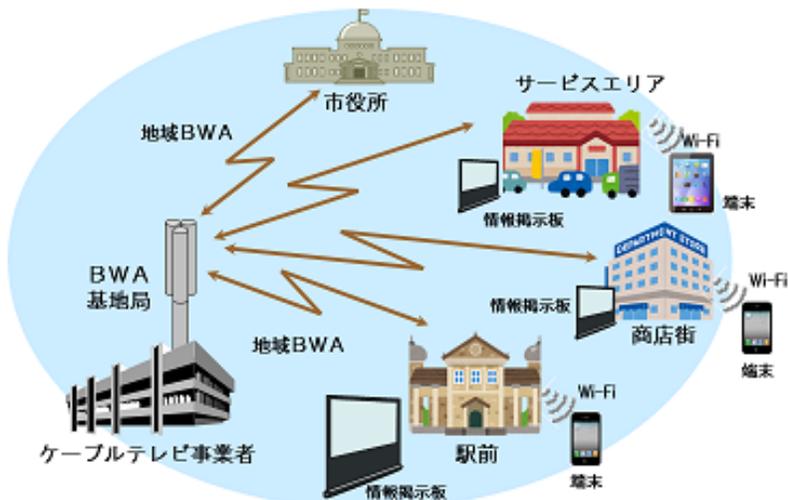
現場担当職員の連絡用データ回線



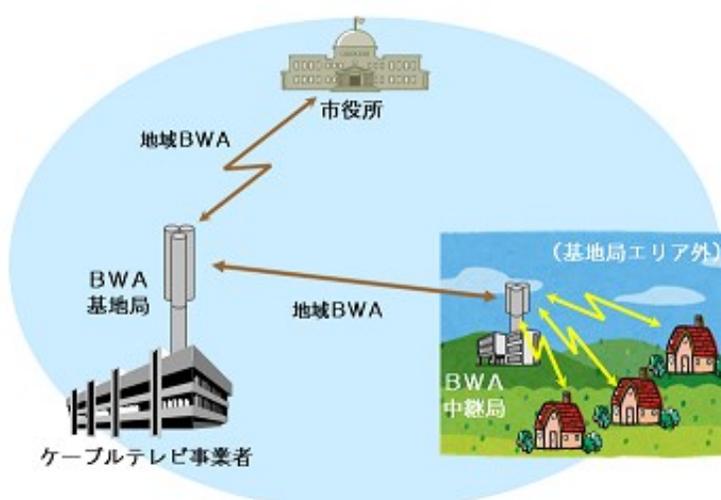
各避難所等への連絡用データ回線



防災・行政情報提供システム



情報過疎エリア向けの情報提供手段（デジタルデバイド解消）



免許申請書類の記載例について

(注) 申請書類の記載内容は使用する機器や設置条件、サービス内容等の条件によって大幅に異なりますので、以下の記載例はあくまで参考例として、具体的な事案を元に各自で関係業者と相談するなどして、各項目の記載内容を十分に吟味した上で記載してください。

基地局の記載例について

○想定した機器構成等

周波数帯域幅 20MHz幅

空中線電力 40W (20W+20W 2×2MIMO)

使用送受信機 技術基準適合機器を使用

申請書の記載例（基地局）

無線局免許申請書（本人申請の場合）

免許
無線局 申請書
~~再免許~~

平成28年・・・月・・・日

関東総合通信局長 殿

申請者
住所 東京都中央区京橋4丁目1番2号
名称 △△ケーブル株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 △△ △△ 印

	収入印紙ちよう付欄	

を開設したいので、電波法第6条
下記の無線局 の規定により別紙の書類を添えて申請します。
~~の再免許を受けたいので、無線局免許手続規則第10条~~

記

① 無線局の種別及び局数	② 識別信号	③ 免許の番号	④ 免許の年月日	⑤ 備考
基地局 1局	△△けーぶるきょうばし よんちようめ			40W 1局×14,600円 合計 14,600円

申請に関する連絡責任者

住所 東京都中央区京橋4丁目1番2号
所属 △△ケーブル株式会社 技術部
氏名 △△ △△
電話 03-△△△△-△△△△
E-mail abcd@efgh.co.jp

数値などは記載の一例です

申請書の記載例（基地局）

無線局免許申請書（代理人申請の場合）

※別途委任状が必要です。

免 許
無線局 申請書
~~再 免 許~~

平成28年・・・月・・・日

関東総合通信局長 殿

申 請 者

住 所 東京都中央区京橋4丁目1番2号
名 称 △△ケーブル株式会社
代表取締役社長 △△ △△

代 理 人

住 所 〒123-4567
東京都新宿区新宿8丁目2番4号
名 称 ○○○○株式会社 印
代表取締役 ○○ ○○
電 話 番 号 03-○○○○-○○○○

	収入印紙ちよう付欄	

を開設したいので、電波法第6条
下記の無線局 の規定により別紙の書類を添えて申請します。
~~の再免許を受けたので、無線局免許手続規則第10条~~

記

① 無線局の種別及び局数	② 識別信号	③ 免許の番号	④ 免許の年月日	⑤ 備考
基地局 1局	△△けーぶるきょうばし よんちようめ			40W 1局×14,600円 合計 14,600円

申請に関する連絡責任者

住所 東京都中央区京橋4丁目1番2号
所属 △△ケーブル株式会社 技術部
氏名 △△ △△
電話 03-△△△△-△△△△
E-mail abcd@efgh.co.jp

代理人連絡担当

住所 東京都新宿区新宿8丁目2番4号
所属 ○○○○株式会社 営業部
氏名 ○○ ○○
電話 03-○○○○-○○○○
E-mail ijkl@mnop.co.jp

数値などは記載の一例です

申請書の記載例（基地局）

無線局事項書（1枚目）

				※整理番号						
1 申請(届出)の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許	2 無線局の種別コード	FB	3 免許の番号		4 無線局の数	1	5 欠格事由	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
6 開設、継続開設又は変更を必要とする理由	【例】中央区京橋付近は人口密集地域であり、災害時等に公共機関やインフラ網等が孤立することを避けるため通常のネットワーク等とは別のバックアップ回線の選択肢を提供し、また、住民等に対する通信の利便性・多様性を図るなど地域の公共の福祉の増進を図るために本無線局を開設する。					8 希望する運用許容時間	(空欄)			
7 氏名又は名称 申請(届出)者名等	法人団体 個人の別	法人又は団体					9 工事落成の予定期日	(技術機器使用の場合、予備免許無し) <input type="checkbox"/> 日付指定：____年____月____日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から____月____日の日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から____日____日の日		
		フリガナ	サンカクケーブルカブシキガイシャ							
	<input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人	コード []	△△ケーブル株式会社				10 免許の年月日			
		個人又は代表者名					11 免許の有効期間			
	姓	フリガナ	名	フリガナ		12 希望する免許の有効期間	(空欄)			
	フリガナ	トウキョウトチュウオウクキョウバシ4チョウメ1バン3ゴウ					13 最初の免許の年月日			
	住所	都道府県一市区町村コード [131024] 東京都中央区京橋4丁目1番2号					14 運用開始の予定期日	<input type="checkbox"/> 免許の日 <input type="checkbox"/> 日付指定：____年____月____日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から____月以内の日 <input checked="" type="checkbox"/> 免許の日から <u>6</u> 月以内の日		
	郵便番号	104 - 0031	電話番号	03-△△△△-△△△△						
15 無線局の目的コード	CCC		16 通信事項コード	CCC		17 通信の相手方	免許人所属の陸上移動局			
18 識別信号	△△けーぶるきょうばし よんちょうめ									
19 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	希望する周波数 20M0 X7W 2585MHz 40W					数値などは記載の一例です				

申請書の記載例（基地局）

無線局事項書（2枚目）

		20 無線局の区別	△△けーぶるきょうばし よんちょうめ	※整理番号	
21 無線設備の設置場所 <input checked="" type="checkbox"/> 又常置場所	設置場所番号	設置場所の 区別コード	住所		
	1	W	フリガナ 東京都中央区京橋4丁目10番1号 ABCビル	トウキョウトチュウオウクキョウバン4チョウメ10バン1ゴウ エイビーシービル	
			都道府県-市区町村コード [131024]		
	2	C	フリガナ (コア設備の設置場所の住所を記載する)		
			都道府県-市区町村コード [000000]		
			フリガナ		
			都道府県-市区町村コード []		
			フリガナ		
		都道府県-市区町村コード []			
		フリガナ			
		都道府県-市区町村コード []			
	フリガナ				
	船舶又は航空機名		主たる停泊港又は定置場		
22 移動範囲	基本コード []	付加コード []			
	基本コード []	付加コード []			
	基本コード []	付加コード []			
23 <input type="checkbox"/> 船舶又は <input type="checkbox"/> 航空機の所有者(設置場所又は常置場所とする場合)			<input type="checkbox"/> 免許人 <input type="checkbox"/> その他 ()		
24 備考	地域BWAによるサービス計画が免許の対象区域の地域の公共の福祉に寄与するものである				

数値などは記載の一例です

申請書の記載例（基地局）

工事設計書（1枚目）

1 無線局の区別		△△けーぶるきょうばし よんちようめ (1 局分)		※ 整理番号															
2 装置の区別 番号	3 通信方式コード	6 送信機							8 予備電源										
	3 通信方式コード	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	定格出力(W)	低下させる方法コード	低下後の出力(mW)	変調方式コード	製造者名	型式又は名称	検定番号	技術基準適合証明番号	製造番号	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無							
1~2 第 装置	DT1N	20MO X7W 2585MHz	40			OFDM				〇〇〇〇	(XYZ99)	9 設置場所番号							
	4 通信路数	110Mbps										1							
予備送信装置	5 ATIS番号	7 受信機																	
<input type="checkbox"/>		製造者名			検定番号又は名称			製造番号		通過帯域幅		雑音指数(dB)							
10 空中線系番号	11 空中線										12 給電線等				13 発射する周波数等	14 受信する周波数			
	空中線型式等				海拔高(m)	地上高(m)	利得(dBi)	指向方向(度)	口径(m)	水平面の主輻射の角度の幅(度)	空中線の位置		給電線損失				共用器損失		その他損失
	送受の別コード	基本コード	付加コード	偏波面コード							経度	緯度	送信(dB)	受信(dB)	送信(dB)	受信(dB)	送信(dB)	受信(dB)	送信(dB)
1 (第1装置)	M	CL		V	34	30	11			139.46.23	35.40.41	2	2	0	0	0	0	1	2585MHz
2 (第2装置)	M	CL		V	34	30	11			139.46.23	35.40.41	2	2	0	0	0	0	1	2585MHz
()																			
15 空中線系に関するその他の事項													<input checked="" type="checkbox"/> 構成が複雑なため記載が困難であり、構成は添付図面のとおりである。						
16 附属装置						19 備考													
コード	記載部																		
ALM	(警報装置の設置場所の住所を記載する)																		
MON	(監視装置の設置場所の住所を記載する)																		
CON	(制御装置の設置場所の住所を記載する)					<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;"> 数値などは記載の一例です </div>													
17 その他の工事設計					18 添付図面														
<input checked="" type="checkbox"/> 法第3章に規定する条件に合致する。					<input checked="" type="checkbox"/> 無線設備系統図 <input type="checkbox"/> 電源系統図														

申請書の記載例（基地局）

工事設計書（2枚目）

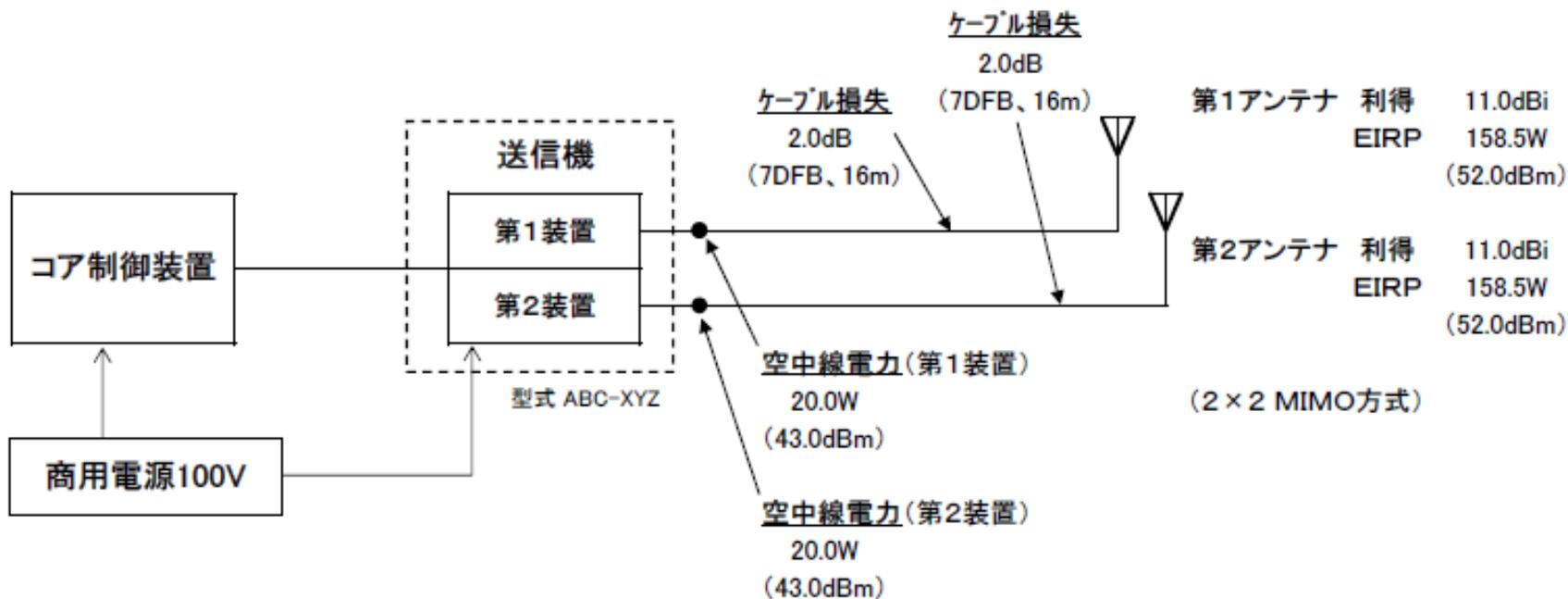
工事設計書（2枚目）				20 無線局の区別	△△けーぶるきょうばし よんちようめ (1 局分)	※ 整理番号	
21 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力	周波数番号	電波の型式	周波数	空中線電力	実効輻射電力又は 等価等方輻射電力	補足事項	
	1	20M0 X7W	2 5 8 5 MHz	4 0 W			
						数値などは記載の一例です	

申請書の記載例（基地局）

無線設備系統図

△△ケーブルきょうばしよんちようめ

記載の一例です
 使用する機器の構成やケーブルの長さ
 に合わせた図を簡潔に記載してください。



設置場所: ABCビル内
 (東京都中央区京橋4丁目10番1号)

構成・数値などは
 記載の一例です

陸上移動局（端末）の記載例について

（特定無線局としての包括申請をする場合）

○想定した機器構成等

周波数帯域幅	20MHz幅
空中線電力	200mW（2×2MIMO）
使用送受信機	技術基準適合機器を使用
最大運用数	1,000台【例】（免許期間中の端末数の最大値）

申請書の記載例（特定局・陸上移動局）

無線局免許申請書（本人申請の場合）

免 許
特定無線局 申請書
~~再 免 許~~

平成28年・・月・・日

関東総合通信局長 殿

申 請 者

住 所 東京都中央区京橋4丁目1番2号

フリガナ サンカクケーブルカブシキガイシャ

氏 名 △△ケーブル株式会社 印

フリガナ サンカク サンカク

代表者名 代表取締役社長 △△ △△

収入印紙ちよう付欄	

免 許 電 波 法 第 27 条 の 2

下記の特定期無線局の ~~再 免 許~~ を受けたいので、 ~~無線局免許手続規則第20条の8~~ の規定により、別紙の書類を添えて申請します。

記

1 特定無線局の種別	陸上移動局
2 包括免許の番号	
3 包括免許の年月日	
4 備 考	200mW 10, 200円

申請に関する連絡責任者

住所 東京都中央区京橋4丁目1番2号

所属 △△ケーブル株式会社 技術部

氏名 △△ △△

電話 03-△△△△-△△△△

E-mail abcd@efgh.co.jp

数値などは記載の一例です

申請書の記載例（特定局・陸上移動局）

無線局免許申請書（代理人申請の場合）

※別途委任状が必要です。

免 許
特定無線局 申請書
~~再 免 許~~

平成28年・・・月・・・日

関東総合通信局長 殿

申 請 者
住 所 東京都中央区京橋4丁目1番2号
氏 名 △△ケーブル株式会社
代表者名 代表取締役社長 △△ △△

代 理 人
住 所 〒123-4567
東京都新宿区新宿8丁目2番4号
氏 名 ○○○○株式会社 印
代表者名 代表取締役社長 ○○ ○○
電話番号 03-○○○○-○○○○

収入印紙ちよう付欄	

免 許 電 波 法 第 27 条 の 2
下記の特定無線局の 受 け たい の で、 の 規 定 に よ り、別紙の書類を添えて申請します。
~~再 免 許 無線局免許手続規則第20条の8~~

記

1 特定無線局の種類別	陸上移動局
2 包括免許の番号	
3 包括免許の年月日	
4 備 考	200mW 10, 200円

申請に関する連絡責任者

住所 東京都中央区京橋4丁目1番2号
所属 △△ケーブル株式会社 技術部
氏名 △△ △△
電話 03-△△△△-△△△△
E-mail abcd@efgh.co.jp

代理人連絡担当

住所 東京都新宿区新宿8丁目2番4号
所属 ○○○○株式会社 営業部
氏名 ○○ ○○
電話 03-○○○○-○○○○
E-mail ijkl@mnop.co.jp

数値などは記載の一例です

申請書の記載例（特定局・陸上移動局）

無線局事項書及び工事設計書（1枚目）

		※ 整理番号			
1 申請(届出)の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許	2 無線局の種別コード	ML	3 包括免許の番号	
4 欠格事由			<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
5 最大運用数	1000		6 無線設備を設置しようとする区域	基本コード [N] 付加コード []	
7 開設、継続開設又は変更を必要とする理由	【例】中央区京橋付近は人口密集地域であり、災害時等に公共機関やインフラ網等が孤立することを避けるため通常のネットワーク等とは別のバックアップ回線の選択肢を提供し、また、住民等に対する通信の利便性・多様性を図るなど地域の公共の福祉の増進を図るために本無線局を開設する。				9 包括免許の年月日
					10 包括免許の有効期間
					11 希望する包括免許の有効期間
8 氏名又は届出名称	法人団体の別	法人又は団体		12 最初の包括免許の年月日	
	<input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体	フリガナ	サンカクケーブルカプシキガイシャ		13 運用開始の予定期日
		コード []	△△ケーブル株式会社		
		代表者名	姓 フリガナ 名 フリガナ		<input checked="" type="checkbox"/> 免許の日 <input type="checkbox"/> 日付指定：____年____月____日 <input type="checkbox"/> 免許の日から ____ 月以内の日
者住所等	フリガナ	トウキョウトチュウオウクキョウバシ4チヨウメ1バン2ゴウ		14 無線局の目的コード	
	都道府県-市区町村コード [131024]	東京都中央区京橋4丁目1番2号			<input checked="" type="checkbox"/> CCC <input type="checkbox"/> 従たる目的 <input type="checkbox"/> 従たる目的
	郵便番号	104 - 0031	電話番号		03-△△△△-△△△△
15 通信の相手方	免許人所属の基地局				
16 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	希望する周波数 20M0 X7W 2585MHz 200mW				
17 包括免許人の事務所	郵便番号	フリガナ	トウキョウトチュウオウクキョウバシ4チヨウメ1バン2ゴウ		電話番号
	104 - 0031	都道府県-市区町村コード [131024]	東京都中央区京橋4丁目1番2号		03-△△△△-△△△△
18 工事設計	無線設備の規格コード	技術基準適合証明の内容及びその証明の有無			技術基準適合証明の有無
	BWA2	定格出力	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲		
	200mW	20M0 X7W 2575MHzから2595MHzまで 1波		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
19 備考	数値などは記載の一例です				

申請書の記載例（特定局・陸上移動局）

無線局事項書及び工事設計書（2枚目）

20 無線局の区別	△△ヶーぶるいどう 1~1000	※ 整理番号	
-----------	---------------------	--------	--

以下の事項については別紙のとおり。

ア 提供する役務の概要

イ 運用開始の日意向、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度の利用者数見込みおよび算出根拠
→ 5欄の「最大運用数」と連動しますので、利用者数見込みが大小する場合は5欄の数字も修正してください。

21 最大運用数に係る計画等

数値などは記載の一例です

申請書類（電子ファイル）の入手方法

「申請書類」は、総務省の「電波利用ホームページ」からダウンロードできます。

<http://www.tele.soumu.go.jp/>

電波利用ホームページの右上にある「申請書類などダウンロード」ボタン
→「1.無線局免許手続様式」→一覧表から選択

■ 基地局

- | | | |
|------------|--------|--------------|
| 1.無線局免許申請書 | : 区分 2 | (別表第一号の二) |
| 2.無線局事項書 | : 区分 2 | (別表第二号第 2) |
| 3.工事設計書 | : 区分 2 | (別表第二号の二第 2) |

■ 陸上移動局（端末機器）←特定無線局（包括免許申請）

- | | | |
|-----------------|---------|-----------|
| 1.無線局免許申請書 | : 区分 4 | (別表第一号の三) |
| 2.無線局事項書及び工事設計書 | : 区分 16 | (別表第二号の四) |

■ 設置場所コード、空中線型式等のコードなど

- 3.告示(PDF)

※記入用ファイルと記載要領（記載方法の説明）が入手可能です。

申請書の添付資料について

申請書の添付資料について

地域BWA無線局の免許申請を行う場合には、申請書類の他に審査基準で示された事項を確認するために次のような添付資料を提出する必要があります。

1. 「免許主体になれない者」に該当しないことを示す資料

「審査基準に定める免許主体になれない者には該当しません。」と記載して、別紙として事項全部証明書等を添付します。

2. 免許の対象区域が二以上の市町村にわたる区域を希望する場合は、社会的経済的な諸条件や地勢から必要とする理由

住民の生活圏が連続して一体となっている状況や地形的に狭い住宅地区が接近して点在する場合など別々にサービスを提供することが不適切であること等の実態や理由を説明する資料を作成して地図等を添付します。

3. 他の無線局からの混信妨害の調整のために、別紙(19)-1による「カバーエリアの図」及び「調整対象区域の図」、調整対象者に開示される連絡先

別紙(19)-1に定められる条件でシミュレーションソフト等を用いて対象エリアの図を作成して調整担当者の連絡先を記載します。(次ページ参照)

申請書の添付資料について

別紙(19)– 1 カバーエリア及び調整対象区域の算出法（電波法関係審査基準 総務省訓令第67号）

カバーエリア及び調整対象区域は、原則として、基地局等が発射し、陸上移動局が受信する電波の受信電力が基準値以上となる範囲として地図上に描画するものとし、その算出は次により行う。

1 基地局の諸元

カバーエリア及び調整対象くしきを算出するに当たって使用する基地局の諸元は、工事設計書記載の諸元によることとする。ただし、空中線の地上高については、基地局近傍が嵩上げ地となっている場合等、地形情報データベースに反映され難い地形となっている場合には周辺の概ね3km以内の範囲で当該嵩上げ状況等を補正した実効的な高さとする。

2 陸上移動局の諸元

カバーエリア及び調整対象区域を算出するに当たって使用する陸上移動局の諸元は、次のとおりとする。

空中線利得	5dBi
給電線損失	0dB
空中線地上高	1.5m

3 受信電力

カバーエリア及び調整対象区域の算出に当たって使用する受信電力の基準値は、次のとおりとする。

申請者の無線設備の区分	5 MHzシステム	10MHzシステム	20MHzシステム
カバーエリア	-85dBm	-85dBm	-85dBm
調整対象区域 (許容干渉レベル)	-104.8dBm	-101.8dBm	-98.8dBm

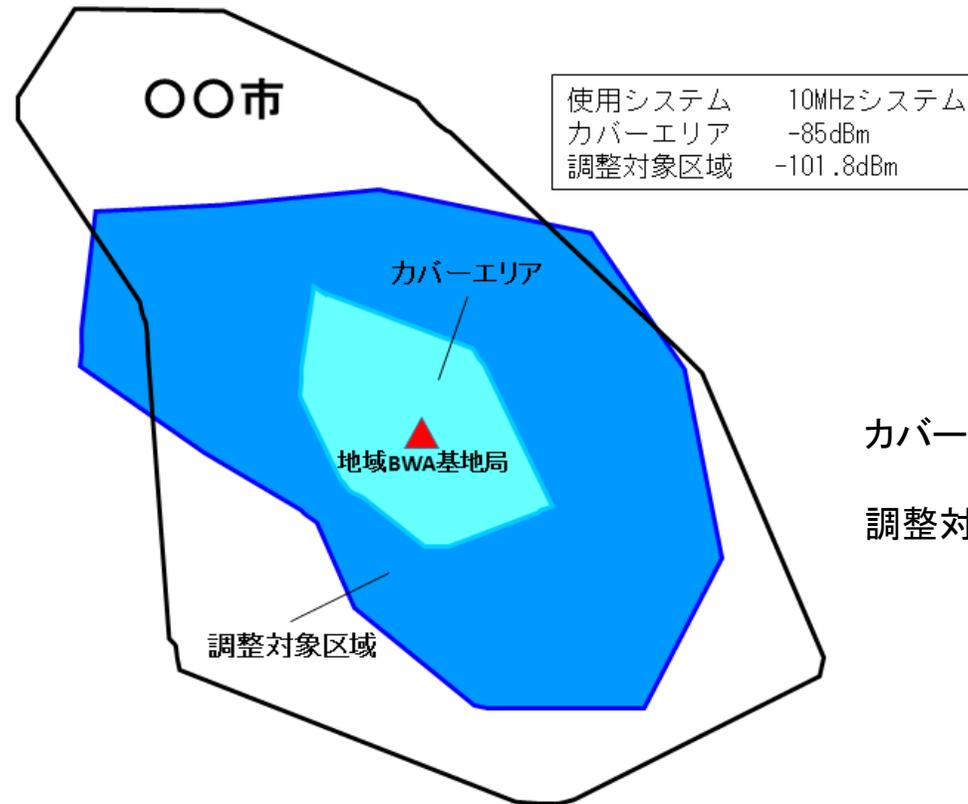
4 描画の精度

カバーエリア及び調整対象区域の算出に当たっては、100mメッシュ相当以上の精度の地形情報をもとに算出して描画すること。ただし、詳細な地形情報の入手が困難な場合その他特に必要がある場合には1000mメッシュ相当以上の精度の地形情報をもとに算出することができる。

申請書の添付資料について

カバーエリア図／調整対象区域図のイメージ

別紙(19)-1に基づいてシミュレーションを行って作図する



カバーエリア : サービスを提供するエリア

調整対象区域: 他の無線局に影響を与える可能性のあるエリア

申請書の添付資料について

4. 下隣接又は上隣接の周波数帯を使用する無線局（全国キャリアBWA無線局）からの混信妨害が業務上支障が無いことが明らかにする資料

近隣の該当する上下隣接周波数を使用する全国事業者の無線局の空中線電力や申請する無線局との距離等から被干渉波（干渉を受ける電波）の強さを算出して、申請する無線局が提供するサービス等が影響なく利用可能であることを示す資料を添付します。

5. 他の無線局への混信妨害の防止のため、下隣接又は上隣接周波数帯を使用する無線局の免許人との間で、同期の確保、フィルタ追加、サイトエンジニアリング等の実施、その他の方策で有害な混信回避の調整を行い、合意されていることを示す資料

近隣の該当する上下隣接周波数を使用する全国事業者の無線局のカバーエリアに届く干渉波（干渉を与える電波）が無視できない強さになる可能性がある場合は、その対策として、

- ①無線局間の信号を同期、
- ②フィルタを挿入して干渉波を低減、
- ③空中線電力やサービスエリアの見直し

などの対策を検討して、相手となる無線局の免許人と協議・調整を行い、合意したことを示す資料（確認書・議事録等）を添付します。

※ 20MHzの周波数帯域幅を使用する場合は、キャリア2社との協議を行って下さい。

申請書の添付資料について

- 6. 他の無線局への混信妨害の防止のため、カバーエリア間の距離が300m未満となる他の地域BWA無線局の免許人との間で有害な混信が無いことを示す資料**

近隣の該当する地域BWA無線局に対する与干渉波の強さを算出して有害な混信が無いことを示す資料を作成します。

万一、混信の可能性がある場合は、フィルタの挿入や空中線電力、サービスエリアの見直し等の対策、または、他の地域BWA無線局の免許人との間で詳細検討を行い問題が生じないことを確認したことを示す資料を作成します。
- 7. 当該基地局開設から3年以内に係る基地局等の配置計画、カバーエリア及び免許対象区域の計画を示す資料**

申請に係る無線局の免許を取得した後の基地局等の増設予定やカバーエリアの拡大予定を示すスケジュール表やエリア図等の概要説明資料を作成して添付します。
- 8. 申請に係る基地局等の運用開始予定時期及びサービス提供の開始予定時期を示す資料**

予備免許取得後の工事や機器の調整期間、サービス提供に向けた準備作業等を考慮して、本免許取得後の運用開始時期（予定）を示すスケジュール表を作成して添付します。

申請書の添付資料について

9. 申請から5年間の各年の契約者数の見込み及び根拠を示す資料

事業計画の概要を作成して添付します。（次項「事業計画について」参照）

10. 公共の福祉の増進に寄与するサービスの計画

- ・ 防災情報、気象情報、交通情報、防犯情報、その他情報提供
- ・ 商工組織、教育機関、学術研究機関、医療機関のサービス
- ・ 他の電気通信事業者のエリア外におけるインターネット接続
- ・ 上記以外の公共の福祉の増進に寄与するサービス

提供しようとするサービスの種類ごとに、利用イメージ、対象者、提供範囲、提供開始時期等を簡潔に説明した資料を作成して添付します。

11. 公共の福祉の増進に寄与する計画を確実に実施する根拠

- ・ 免許主体と市町村長との間で締結された協定その他の契約
- ・ 上記10のサービスに係る市町村の事業計画

提供するサービスについて、市町村担当者と協議して**地域の公共の福祉の増進に寄与する計画であることに同意する協定等（市町村として公式に認めたことを示す押印等があることが原則）**と、市町村の関与や利用見込みを示す資料を添付します。

(参考) 同意書の例 (協定書/回答書)

「同意書」の入手について

地域BWAの実施についての自治体の同意書の形式としては、

- A 免許主体と市町村長の協定等
- B 実施計画に同意する内容の回答書等

のいずれかの方法が想定されています。

自治体から協定書を入手するか、実施計画書を提出して回答書を入手してください。(いずれも書類の形式は自由です。)

(必須記載事項)

- ・サービスの概要(用途、エリア等)が確認されていること
- ・サービス開始の予定時期が定まっていること
- ・住民の利便性向上やメリットが確認されていること

(協議手順のイメージ)

自治体説明用の実施計画書を作成



自治体に実施計画書を説明 → 協定を締結し協定書を入手



自治体から自治体の事業に有益であり「地域の公共の福祉の増進に寄与する」と確認された回答書を入手

(可能であれば、自治体も利用するという記載があると良い)

協定書の例

(例)

地域広帯域移動無線アクセスシステムのサービスに関する協定書

〇〇市と△△株式会社は、〇〇市内で実施される「地域広帯域移動無線アクセスシステム」(以下「地域 BWA」という。)のサービスについて、〇〇市における事業計画等の遂行に有益であり、「地域の公共の福祉の増進に寄与するもの」であることを確認し、下記のとおり協定する。

記

1. △△株式会社は、地域住民に対し、次のサービスを提供すること
 - (1) 地域の防災情報や公共情報
 - (2) 避難所等におけるWi-Fi環境
 - (3) 災害時のバックアップ通信回線
 - (4) 児童・高齢者見守り
2. 〇〇市と△△株式会社は、平成28年◇◇月を目途に上記サービスを実施するため相互に協力すること
3. 〇〇市は、可能な範囲で住民サービスの一環として地域 BWA の有効活用を図ること
4. その他の事項については、両者で協議して決定すること

平成28年◇◇月◇◇日

〇〇市長 〇〇 〇〇 [印]

△△株式会社
代表取締役 △△ △△ [印]

(参考) 同意書の例 (回答書 形式の場合)

回答書の例

(例)

文書番号No.*****
平成28年 〇月 〇日

△△株式会社
代表取締役 △△ △△ 殿

〇〇市長 〇〇 〇〇 [印]

地域BWAサービス実施への賛同について (回答)

貴社から提案があった「地域BWAサービス実施計画」について、下記のとおり回答いたします。

記

先般、貴社から別紙により説明を受けた地域BWA無線局を活用して提供される以下のサービスについて検討した結果、本市における事業計画の遂行に有益であり、「地域の公共の福祉の増進に寄与するもの」であると認められますので、貴社の地域BWAサービス実施に賛同いたします。

提供予定サービス

1. サービス概要
平常時・災害時用の「Wi-Fiアクセスポイント」サービス
〇〇駅前広場、〇〇市役所庁舎前 など
2. 住民の利便性向上
災害時の災害情報、平常時の公共情報取得の利便性及び多様性が向上
3. サービス提供時期
平成28年△△月から提供予定
4. 自治体の利用
本市の住民サービスの一環として有効活用します

以上

担当連絡先
〇〇市 〇〇〇〇課 〇〇・〇〇
電話 〇〇-〇〇-〇〇〇〇

(実施計画書の例)

(例)

(別紙)

平成28年 〇月 〇日

〇〇市長 殿

地域BWAサービス実施計画書

△△株式会社

このたび、当社が〇〇市で提供しようとしている地域BWAサービスの内容は以下のとおりです。実施についての賛同をお願いいたします。

1. サービス内容について

(1) 実施するサービスの内容 【必須】

提供サービスの概要と使用機器、利用例等について図やイラスト等を入れて説明する。
複数のサービスを提供する場合は、それぞれについて説明する。

(2) サービス提供エリア 【必須】

提供サービスについて、地域BWA無線局のサービスエリアや主な利用場所等が分かるように地図等を添えて説明する。

(3) サービスの利用者

提供サービスについて、誰が・いつ・どのような場面で利用することが想定されるのかなどについて説明する。

(4) サービスの開始時期 【必須】

サービス提供開始の予定時期(運用開始予定「年月」)を記載する。

2. サービスの効果について

(1) 住民に対してどのような利便性の向上を図れるか 【必須】

本サービスの提供により、どのように住民の利便性が高まるか例示で説明する。

(2) 自治体がどのような利便性を得られるか

本サービスの提供により、自治体にどのようなメリットが得られるか例示で説明する。

3. 自治体の利用例について

(例) ・公共用公衆無線LANアクセスポイントの通信回線として利用
・自治体内の部署や自治体職員用のバックアップ回線として利用
などの想定される利用方法や利用場面を例示して説明する。

4. その他

その他の補足事項等があれば記載する。

以上

12. 無線設備の保守・運用の対応体制を示す資料

役割分担が明確になっていることが分かるような、運用保守体制表、障害時対応体制表を作成して添付します。

13. 選任される無線従事者及び電気通信主任技術者の配置計画

(設備に応じて第1級～第3級陸上特殊無線技士を選任)

無線従事者の配置計画、電気通信主任技術者の配置計画を作成して添付します。

14. 基地局等が免許の日から6か月以内に運用開始することを示す資料 (基地局等が正当な理由無く免許の日から6か月以内に運用されない場合、総務大臣は免許を取り消すことができる。)

何らかの理由で運用開始までに時間がかかる場合は、その理由が分かるような資料を作成して添付します。

(免許の日または6か月以内の日から運用開始とする場合は不要です。)

15. 送信ダイバーシチ又は空間多重技術(MIMO)を用いる場合は、設備構成概要と増幅器の組み合わせごとの空中線電力を示す資料

該当する設備構成の場合は、申請書類の工事設計書・無線設備系統図を補足して各利用区分ごとの構成や数値が分るような資料を作成して添付します。

該当しない場合は不要です。

上記の各添付資料は審査基準に対応して必要になると見込まれるもので、今後総務省からこれ以外の資料を求められる可能性もあります。

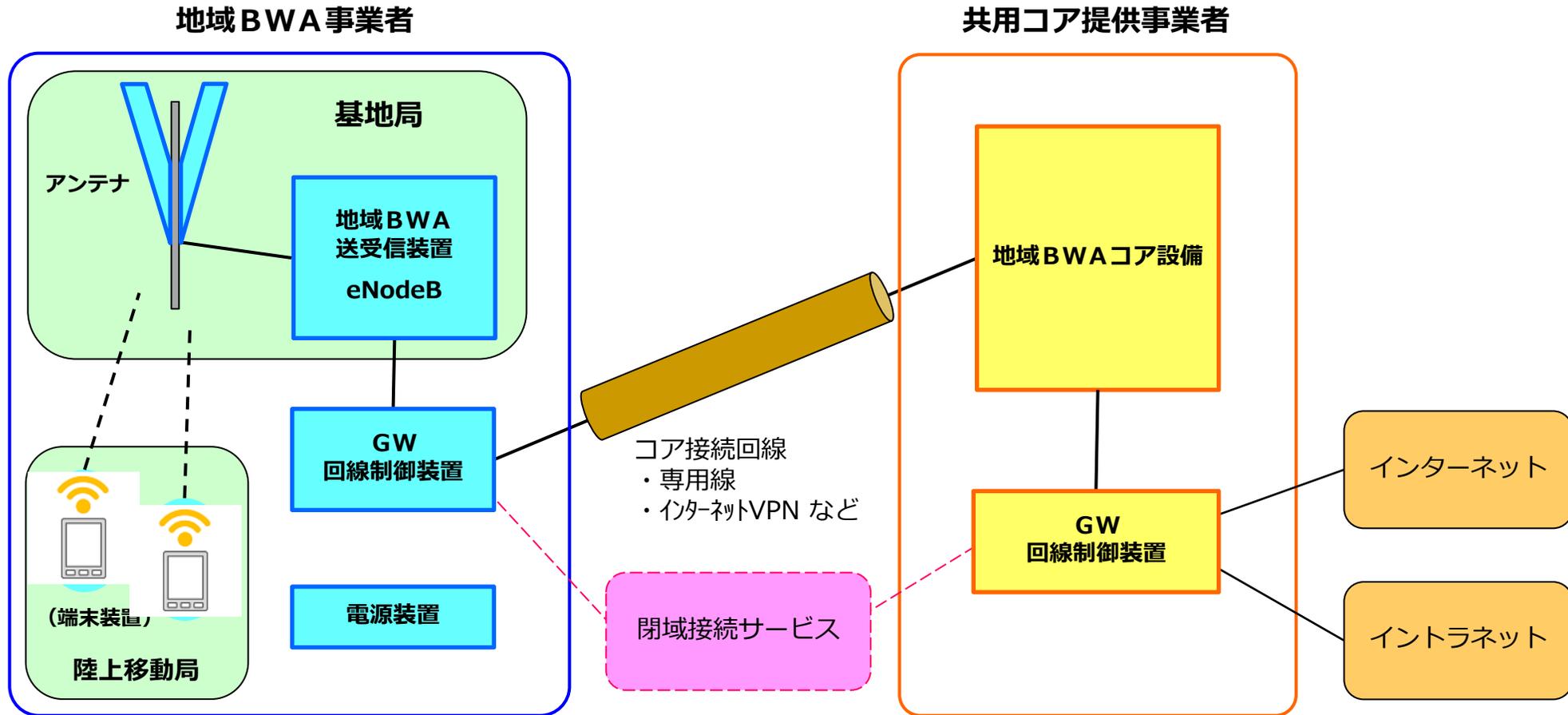
【参考情報】

地域WiMAX推進協議会が作成した「地域WiMAX事業マニュアル（標準）」にも免許申請・運用についての有益な情報や解説が多数掲載されています。

<http://www.chiiki-wimax.jp/>

システム関連情報

共用コアサービスを利用する場合の機器接続の例



※ 上記は接続の一例です。具体的な機器構成等については共用コア提供事業者にご確認ください。

(参考) 共用コアサービス提供事業者の例

現在、地域BWAを導入しようとしている事業者等に対して共用コアサービス等を提供する意向を示している事業者は以下のとおり。(敬称略)

○ 阪神電気鉄道株式会社・阪神ケーブルエンジニアリンク株式会社

【ご相談窓口】

アイテック阪急阪神株式会社 東京支社 末友慎一郎

住 所：〒105-0012 東京都港区芝大門1-9-9

電 話：03-6740-6005

メール：suetomo-sn@itec.hankyu-hanshin.co.jp

○ UQコミュニケーションズ株式会社

○ Wireless City Planning株式会社

注1 サービス提供条件や使用機器等については、各社に直接ご相談ください。

注2 今後、別の事業者が登場した場合は別途会員向けに情報共有していく予定です。

關係法令 (免許審査基準等)

無線局免許審査基準

○電波法関係審査基準(平成13年1月6日総務省訓令第67号)

別紙2(第5条関係) 無線局の目的別審査基準

第2 陸上関係

1 電気通信業務用

(1)～(18) (略)

(19) 地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局

ア 用語の意義

この(19)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(ア)「基地局」とは、地域広帯域移動無線アクセスシステム(2575MHzから2595MHzまでの周波数の電波を使用するものであって、免許の対象区域の公共の福祉の増進に寄与するものをいう。以下この(19)において同じ。)の基地局をいう。

(イ)「陸上移動局」とは、地域広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局をいう。

(ウ)「陸上移動中継局」とは、基地局と陸上移動局との間の通信を中継するために開設する陸上局であって、受信した電波を増幅し、送出するものをいう。

(エ)「機能試験用無線局」とは、基地局、陸上移動局又は陸上移動中継局の無線設備の機能試験又は調整を行うために開設する無線局をいう。

(オ)「無線回線制御所」とは、基地局と陸上移動局(中継を行うものを除く。)との間(陸上移動中継局又は陸上移動局(中継を行うものに限る。))の中継によるものを含む。)における無線回線の設定、切替制御等の機能を有する設備を収容する場所をいう。

(カ)「下隣接周波数帯」とは、2545MHzから2575MHzまでの周波数の範囲をいう。

(キ)「上隣接周波数帯」とは、2595MHzから2645MHzまでの周波数の範囲をいう。

(ク)「免許の対象区域」とは、一の免許人の申請に係る基地局又は陸上移動中継局(以下この(19)において「基地局等」という。)による電気通信役務の提供が可能な区域をいう。

無線局免許審査基準

- (ケ)「カバーエリア」とは、個々の基地局等と陸上移動局との間の通信を行うことが可能な基地局等ごとの区域であって、別紙(19)－1により算出されるもの(極端に離隔した、又は極端に小さな飛び地は除く。)をいう。
- (コ)「5MHzシステム」とは、チャンネル間隔が5MHzの地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備をいう。
- (サ)「10MHzシステム」とは、チャンネル間隔が10MHzの地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備をいう。
- (シ)「20MHzシステム」とは、チャンネル間隔が20MHzの地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備をいう。
- (ス)「調整対象区域」とは、申請に係る無線局と他の免許人所属の地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局との間で有害な混信が生じることを回避するための調整の要否を判断するための区域であって、別紙(19)－1により算出されるものをいう。
- (セ)「同期」とは、送信バースト繰り返し周期、基地局及び陸上移動局の送信バースト長の最大値並びに送受信のタイミングを同一とすることをいう。
- (ソ)「子法人等」とは、法人又は団体がその議決権の三分の一以上を保有する他の法人又は団体をいう。この場合において、法人若しくは団体(以下この(ソ)において「法人等」という。)及びその子法人等又は法人等の子法人等が、その議決権の三分の一以上を保有する他の法人又は団体は、当該法人等の子法人等とみなす。
- (タ)「親法人等」とは、他の法人又は団体を子法人等とする法人又は団体をいう。

イ 免許主体

免許主体は、電気通信事業者(電気通信事業を営もうとする者及び電気通信事業法第165条第2項の規定により電気通信事業者とみなされた地方公共団体を含む。以下この(19)において同じ。)であって、次に掲げる以外の者であること。

(ア) 下隣接周波数帯又は上隣接周波数帯を使用する無線局の免許人(陸上移動局に係る免許の申請であって、当該免許人が地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の免許人と業務委託契約(当該無線局の免許の対象区域の公共の福祉の増進に係るものに限る。)を締結しているものを除く。)

(イ) 携帯無線通信を行う無線局の免許人

無線局免許審査基準

- (ウ) (ア)又は(イ)の子法人等
- (エ) (ア)又は(イ)の親法人等
- (オ) (ア)又は(イ)の親法人等の子法人等((ア)又は(イ)に掲げる者を除く。)
- (カ) 法人又は団体であって、(ア)若しくは(イ)又は(ウ)から(オ)までに掲げる者が合わせて保有する当該法人又は団体の議決権が五分の一を超え三分の一未満であり、かつ、当該議決権の順位が単独で第一位となる場合における当該法人又は団体
- (キ) (カ)の子法人等
- (ク) 法人又は団体であって、当該法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等(当該法人又は団体を除く。)が合わせて保有する(ア)若しくは(イ)又は(エ)の議決権のいずれかが五分の一を超え三分の一未満であり、かつ、当該議決権の順位が単独で第一位となる場合における当該法人又は団体
- (ケ) 法人又は団体であって、当該法人又は団体の役員(組合その他これに準ずる事業体にあつては、役員に相当する者を含む。)の過半数を(ア)又は(イ)の役員又は従業員により占められる者
- (コ) 法人又は団体であって、(ア)又は(イ)の役員の過半数を当該法人又は団体の役員又は従業員により占める者
- (サ) 法人又は団体であって、(ア)又は(イ)の代表権を有する役員が当該法人又は団体においても代表権を有する役員である者
- (シ) 法人又は団体以外の者であって、(ア)若しくは(イ)又は(ウ)から(サ)までに掲げる法人又は団体の役員である者
- (ス) 現に免許の申請を行っている法人若しくは団体の議決権の三分の一以上を保有する者又は当該法人若しくは団体が議決権の三分の一以上を保有する者であって、当該免許申請に係る対象区域の全部又は一部が重複する免許申請を行おうとする者
- (セ) 現に免許の申請を行っている法人又は団体の役員であって、当該免許申請に係る対象区域の全部又は一部が重複する免許申請を行おうとする者

ウ 免許の対象区域

一の市町村(地方自治法第281条第1項に規定する特別区を含む。以下このウにおいて同じ。)の全部又は一部の区域であること。た

無線局免許審査基準

だし、当該地域の社会的経済的な諸条件及び地勢を考慮し、特に必要があると認められる場合であって、地域の公共の福祉の増進に寄与すると考えられる場合にあっては、二以上の市町村にわたる区域(一又は二以上の都道府県の区域の全部を含むものを除く。)も認めるものとする。

エ 通信の相手方

通信の相手方は、次のとおりとする。

(ア) 基地局

次に掲げるもの又はこれらの組み合わせであること。

- A 免許人所属の陸上移動中継局
- B 免許人所属の陸上移動局
- C 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動中継局
- D 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局

(イ) 陸上移動中継局

次に掲げるもの又はこれらの組み合わせであること。

- A 免許人所属の基地局
- B 免許人所属の陸上移動中継局
- C 免許人所属の陸上移動局
- D 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局

(ウ) 陸上移動局

次に掲げるもの又はこれらの組み合わせであること。

無線局免許審査基準

- A 免許人所属の基地局
- B 免許人所属の陸上移動中継局
- C 免許人所属の陸上移動局
- D 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の基地局
- E 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動中継局
- F 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局

オ 通信事項

電気通信業務に関する事項であること。

カ 無線設備の設置場所等

無線設備の設置場所等は、次の条件に適合すること。

(ア) 基地局等の設置場所

- A 空中線と送受信装置が同一構内にない場合は、空中線及び送受信装置の位置がそれぞれ無線設備の設置場所として無線局事項書に記載されていること。
- B 送受信装置が異なる二以上の空中線に接続されているときは、空中線の位置ごとにそれぞれ一の基地局とする。ただし、同一構内に空中線が設置されている場合は、この限りでない。
- C 主たる無線回線制御所の名称及び設置場所が、無線局事項書の「無線設備の設置場所又は常置場所」の欄に記載されていること。
- D フェムトセル基地局(設備規則第49条の28第5項又は第49条の29第5項に規定する無線設備を使用する基地局をいう。)について

無線局免許審査基準

ては、無線設備の全部又は一部(空中線を含む部分に限る。)の設置場所が屋内であること。

(イ) 陸上移動局の無線設備の常置場所

当該電気通信事業者の事業所の所在地であること。ただし、機能試験用無線局にあつては、当該電気通信事業者が開設する基地局の設置場所又は当該電気通信事業者の事業所の所在地であること。

(ウ) 陸上移動局の移動範囲

当該電気通信事業者の業務区域内又は当該電気通信事業者と業務委託契約を締結した他の電気通信事業者の業務区域内であること。ただし、機能試験用無線局にあつては、当該電気通信事業者の業務区域内であること。

キ 回線構成

交換局の設備、無線回線制御所に設置する設備、基地局の無線設備、陸上移動局の無線設備及び伝送路設備によって構成されるものであること。

ク 周波数の指定

周波数の指定については、次のとおり指定する。

(ア) 設備規則第49条の28に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局

A 5MHzシステムのものにあつては、2584MHz又は2590MHz

B 10MHzシステムのものにあつては、2587MHz

(イ) 設備規則第49条の29に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局

A 5MHzシステムのものにあつては、2577.5MHz、2577.8MHz、2579.5MHz、2579.8MHz、2582.5MHz、2582.8MHz、2587.2MHz、2587.5MHz、2592.2MHz又は2592.5MHz

無線局免許審査基準

- B 10MHzシステムのものにあつては、2580MHz、2580.3MHz、2584.7MHz、2585MHz、2585.3MHz、2586.7MHz、2587MHz、2589.7MHz又は2590MHz
- C 20MHzシステムのものにあつては、2585MHz

ケ 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおり指定する。

(ア) 基地局

1波当たりの空中線電力(セクターアンテナを使用する場合にあつては、セクターアンテナごとの空中線電力の最大の値)を指定することとし、送信ダイバーシチ又は空間多重技術を用いる無線設備であつて、複数の増幅部を有し、これらが一体となって機能するものは、次のとおり指定する。この場合において、20W(20MHzシステムのものにあつては、40W)以下の値とする。

- A 全ての増幅部が常に動作するものにあつては、各増幅部の定格出力の総和の値(各増幅部の出力の総和を一定以下に制御する機能を有する場合にあつては、当該機能により使用することができる空中線電力の最大の値)を指定する。
- B 実装されている増幅部のうち、一部の増幅部が動作するものにあつては、当該増幅部の定格出力の総和の値(動作する増幅部の組合せが複数ある場合にあつては、当該組合せによる定格出力のうち最大の値)を指定する。

(イ) 陸上移動局

空中線電力の最大の値を指定することとする。この場合において、設備規則第49条の28に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあつては400mW(基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては、200mW)以下の値、設備規則第49条の29に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあつては200mW以下の値とする。

(ウ) 陸上移動中継局

空中線電力の最大の値を指定することとし、基地局への送信空中線にあつては(イ)の規定による値、陸上移動局への送信空中線

無線局免許審査基準

にあつては(ア)の規定による値とする。

コ 無線設備の工事設計

次の条件を満足するものであること。

(ア) 基地局の工事設計

空中線利得が17dBi以下であること。

(イ) 陸上移動局(中継を行うものを除く。)の工事設計

A 空中線利得は、設備規則第49条の28に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあつては5dBi以下、設備規則第49条の29に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあつては4dBi以下であること。

B 設備規則第49条の28に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局であつて、空中線利得が2dBiを超えるものにあつては、等価等方輻射電力が28dBm以下であること。

(ウ) 陸上移動局(中継を行うものに限る。)の工事設計

空中線利得は、基地局と通信を行うものにあつては5dBi以下、陸上移動局と通信を行うものにあつては2dBi以下であること。

(エ) 陸上移動中継局の工事設計

空中線利得は、基地局と通信を行うものにあつては17dBi以下、陸上移動局と通信を行うものにあつては5dBi以下であること。

サ 混信等の防止

(ア) 送受信同期等

A 設備規則第49条の28に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局は、上隣接周波数帯を使用する無線局と同期していること。

無線局免許審査基準

B 設備規則第49条の29に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局は、次のとおりであること。

(A) 2577.5MHz、2577.8MHz、2579.5MHz又は2579.8MHzの周波数の電波を使用する5MHzシステムの無線局及び2580MHz又は2580.3MHzの周波数の電波を使用する10MHzシステムの無線局

下隣接周波数帯を使用する無線局と同期していること及び下隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と送信電力制御等の調整を行い、その合意がなされていること。

(B) 2592.2MHz又は2592.5MHzの周波数の電波を使用する5MHzシステムの無線局及び2586.7MHz、2587MHz、2589.7MHz又は2590MHzの周波数の電波を使用する10MHzシステムの無線局

上隣接周波数帯を使用する無線局と同期していること及び上隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と送信電力制御等の調整を行い、その合意がなされていること。

(C) 20MHzシステムの無線局

下隣接周波数帯及び上隣接周波数帯を使用する無線局と同期していること並びに上隣接周波数帯及び下隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と送信電力制御等の調整を行い、その合意がなされていること。

(イ) 他の無線局からの混信妨害の防止

A カバーエリアの図及び調整対象区域の図として、別紙(19)－1により描画された図がそれぞれ添付されていること。

B カバーエリアの図と調整対象区域の図は、混信妨害の防止の調整のために必要な場合に限り、他の申請者に開示される旨が了解され、調整に当たっての連絡先が明記されていること。

C 申請された基地局等に係るカバーエリアと他の免許人所属の地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の調整対象区域が重複する区域がある場合は、当該区域に係る他の無線局からの混信妨害に関して業務の遂行上の問題がないことが明らかにされていること。

D 下隣接周波数帯又は上隣接周波数帯を使用する無線局の免許人所属の無線局からの混信妨害に関して業務の遂行上の問題がないことが明らかにされていること。

無線局免許審査基準

(ウ) 他の無線局への混信の防止

A 下隣接周波数帯又は上隣接周波数帯を使用する無線局との調整

下隣接周波数帯又は上隣接周波数帯を使用する無線局の免許人との間において、同期の確保、フィルタの追加、サイトエンジニアリングの実施その他の方策により、有害な混信の回避について調整を行い、その合意が原則としてなされているものであること。

B 他の免許人所属の地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局との調整

次の場合には、他の地域広帯域移動無線アクセスシステムの免許人と調整を行い、当該免許人所属の地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のカバーエリアにおける業務の遂行上、有害な混信がないことが明らかにされていること。

(A) 申請された基地局の調整対象区域が他の免許人所属の地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のカバーエリアと重複する区域がある場合

(B) 申請された基地局の設置場所と他の免許人所属の地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のカバーエリアとの最も近い地点の距離が300m未満となる場合

C その他の無線局との調整

A及びBの無線局以外の無線局に干渉の影響を与えないように、設置場所の選択、フィルタの追加等の必要な措置を講ずるものであること。

シ 基地局等の配置計画等

基地局の免許の申請に当たっては、次の計画等が明らかであること。ただし、申請の日以前の1年以内に計画等が明らかにされ、その内容に変更がない場合を除く。

(ア) 当該基地局の開設から3年以内に係る基地局等の配置計画、カバーエリア及び免許の対象区域の計画並びに申請に係る基地局等の運用開始予定時期及びサービス提供の開始予定時期

無線局免許審査基準

- (イ) 申請の日から起算して5年間の各年における契約者数の見込み及びその根拠
- (ウ) 免許の対象区域の地域の公共の福祉の増進に寄与するために実施しようとしている次のいずれかに該当するサービスの計画及び当該計画を確実に実施する根拠

A サービスの計画

- (A) 地域の防災情報、気象情報、交通情報、防犯情報その他の情報を広く住民に提供するためのサービス
- (B) 地域の商工組織、教育機関、学術研究機関、医療機関等が提供するサービスであって、広く住民に提供するためのもの
- (C) 他の電気通信事業者のサービス提供エリア外の地域におけるインターネット接続サービス
- (D) (A)から(C)まで以外の地域の公共の福祉の増進に寄与するサービスであって、広く住民に提供するためのもの

B 計画を確実に実施する根拠

- (A) 免許主体と市町村長との間で締結された協定その他の契約
- (B) Aに掲げるサービスに係る市町村の事業計画

- (エ) 無線設備の保守・運用の対応体制に関する計画
- (オ) キャリアアグリゲーション技術(二以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。以下同じ。)を利用する場合は、使用する周波数、占有周波数帯幅その他のキャリアアグリゲーション技術に関する計画
- (カ) 既に設備規則第49条の28に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局(以下この(カ)において「既無線局」という。)の免許を受けた免許人が、新たに設備規則第49条の29に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局の免許を受けようとする場合は、既無線局の廃止その他の取扱いに関する計画

ス その他

- (ア) 基地局等は、免許の日から6か月以内に運用を開始するものであること。なお、正当な理由なく、免許の日から引き続き6か月を超えて運用がなされていないことが明らかとなった場合は、法第76条第4項第1号を適用すること。

無線局免許審査基準

- (イ) 送信ダイバーシティ又は空間多重技術を用いる無線設備である場合は、設備構成概要及び増幅器の組合せごとの空中線電力が示されていること。

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

(1)～(14) (略)

(15) 広帯域移動無線アクセスシステムの特定無線局

ア 用語の意義

この(15)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(ア) 「特定無線局」とは、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局又は陸上移動局であって包括免許に係るものをいう。

(イ) 「収容可能無線局数」は、次に定める値とする。

A 陸上移動局(Bのものを除く。)

基地局の免許の有効期間中における業務区域内の通信チャネル数の合計(免許を受けようとする電気通信事業者がその業務区域内に開設する基地局(その免許の有効期間中に開設することを予定しているものを含み、包括免許に係る特定無線局を除く。)が有する通信チャネル数を32kbpsに換算した通信チャネル数の総和をいう。)を陸上移動局1局当たりの最繁時呼量0.020アーランにより除した値。

B 陸上移動局(非再生中継方式による中継を行うものに限る。)

基地局の免許を受けた電気通信事業者が、申請に係る包括免許の有効期間中に業務区域に自ら開設することとなる基地局の数に100を乗じた値。

無線局免許審査基準

イ 運用開始の予定期日

免許の日から6か月以内であること。

ウ 無線局の目的

電気通信業務用であること。

エ 指定無線局数

陸上移動局の指定無線局数は、運用開始の日(再免許の申請の場合にあつては、再免許の日)以後、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度末の加入予測及びその算出根拠が、過去の実績、今後の事業計画等から妥当と認められるものであり、かつ、特定無線設備の種別ごとに、收容可能無線局数から既に免許を受けている陸上移動局数を差し引いた値を限度とする。

オ 通信の相手方

(ア) 基地局にあつては、免許人所属の陸上移動局又は当該免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局であること。

(イ) 陸上移動局にあつては、免許人所属の基地局、陸上移動中継局若しくは陸上移動局又は免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の基地局、陸上移動中継局若しくは陸上移動局であること。

カ 電波の型式の指定

X1A、X1B、X1C、X1D、X1E、X1F、X1X若しくはX7W又はこれらを組み合わせたものであること。

キ 周波数の指定

第2の1(20)キ(2575MHzから2595MHzまでの周波数の電波を使用するものにあつては、同1(19)ク)により指定する。

ク 空中線電力の指定

包括免許の有効期間中に開設を予定する全ての特定無線局の空中線電力のうち、最大の値を指定する。

ケ 工事設計

設備規則第49条の28又は第49条の29の規定に適合する無線設備であつて、施行規則第15条の3第2号(15)又は(16)に掲げる無線設備の規格のいずれかに該当し、適合表示無線設備のみを使用するものであること。

カバーエリア・調整対象区域について

別紙(19)ー1 カバーエリア及び調整対象区域の算出法

カバーエリア及び調整対象区域は、原則として、基地局等が発射し、陸上移動局が受信する電波の受信電力が基準値以上となる範囲として地図上に描画するものとし、その算出は次により行う。

1 (略)

2 陸上移動局の諸元

カバーエリア及び調整対象区域を算出するに当たって使用する陸上移動局の諸元は、次のとおりとする。

空中線利得 5dBi

給電線損失 0dB

空中線地上高 1.5m

3 受信電力

カバーエリア及び調整対象区域の算出に当たって使用する受信電力の基準値は、次のとおりとする。

申請者の無線設備の区分	5MHzシステム	10MHzシステム	20MHzシステム
カバーエリア	-85dBm	-85dBm	-85dBm
調整対象区域(許容干渉レベル)	-104.8dBm	-101.8dBm	-98.8dBm

4 描画の精度

カバーエリア及び調整対象区域の算出に当たっては、100mメッシュ相当以上の精度の地形情報をもとに算出して描画すること。ただし、詳細な地形情報の入手が困難な場合その他特に必要がある場合には1000mメッシュ相当以上の精度の地形情報をもとに算出することができる。

5 (略)

無線局の開設の根本基準（電気通信業務用）

○無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準(昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号)

(電気通信業務用無線局)

第三条 電気通信業務用無線局は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。

一 (略)

二 その局の免許を受けようとする者は、その局の運用による電気通信事業の実施について適切な計画(その局が二、五七五MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局である場合にあつては、受けようとする免許の対象区域の公共の福祉の増進に寄与する計画を含む。)を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足りる能力を有するものであること。

三～八 (略)

公共の福祉の増進に寄与することが必要となる根拠①（無線局免許手続規則）

○無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）

別表第二号第2 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

（様式略）

注1～24（略）

25 24の欄の記載は、次によること。

(1)～(10)（略）

(11) 2575MHzを超え2595MHz以下の周波数の電波を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局にあつては、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第12号）第3条第2号に規定する受けようとする免許の対象区域の公共の福祉の増進に寄与する計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。

(12) その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

公共の福祉の増進に寄与することが必要となる根拠②（周波数割当計画）

○周波数割当計画(平成二十四年総務省告示第四百七十一号)

第1 総則

1 (略)

第2 周波数割当表

1～7 (略)

周波数割当表

第2表 27.5MHz－10000MHz

国内分配(MHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
(4)		(5)	(6)
(略)	(略)	(略)	(略)
2545- 2655 J94	移動(航空移動を除く。) J148	電気通信業務用	広帯域移動無線アクセスシステム用とし、割当ては別表10-4による。
(略)	(略)	(略)	(略)

J94 この周波数帯は、電気通信業務用を法第6条第1項の主たる目的とする移動業務に限り、放送用又は電気通信業務用を同行の従たる目的として行う放送業務に使用することが出来る。この場合において、当該周波数帯の使用は、法第26条第2項第5号ロに掲げる周波数。

J148 移動業務の局による2545-2555MHzの周波数帯の使用は、2505-2535MHzの周波数帯を使用する移動衛星業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

公共の福祉の増進に寄与することが必要となる根拠②（周波数割当計画）

別表10-4 広帯域移動無線アクセスシステム用の周波数表

2545MHzを超え2575MHz以下
2575MHzを超え2595MHz以下 *
2595MHzを超え2645MHz以下

- * この周波数の使用は、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第12号）第3条第2号に規定する、受けようとする免許の対象区域の公共の福祉の増進に寄与する計画を有する無線局に限る。

無線局申請手数料

電波法関係手数料令

(昭和三十三年十一月四日政令第三百七号)

(無線局の免許申請手数料)

第二条 法第六条の規定による免許の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種別及びその基本送信機の規模に従い、次の表による額とする。

	無線局の種別	基本送信機の規模(空中線電力による。)	新たな免許の申請手数料(単位円)	再免許の申請手数料(単位円)
一	船舶局(総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局を除く。)	及び航空機局	(省略)	
二	総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局		(省略)	
三	船舶の無線局で無線設備が遭難自動通報設備又はレーダーのみのもの及び航空機の無線局で無線設備がレーダーのみのもの		(省略)	
四	基幹放送局(テレビジョン基幹放送局及び多重放送をする無線局を除く。)		(省略)	
五	テレビジョン基幹放送局		(省略)	
六	多重放送をする無線局		(省略)	
七	実験等無線局(基幹放送局を除く。以下同じ。)		(省略)	
八	アマチュア無線局		(省略)	
九	その他の無線局	一ワット以下のもの	三、五五〇	一、九五〇
		一ワットを超え五ワット以下のもの	四、二五〇	三、三五〇
		五ワットを超え一〇ワット以下のもの	六、七〇〇	四、九五〇
		一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	一四、六〇〇	六、七〇〇
		五〇ワットを超え五〇〇ワット以下のもの	二五、五〇〇	九、七〇〇
		五〇〇ワットを超えるもの	三〇、二〇〇	一二、七〇〇

(特定無線局の免許申請手数料)

第六条 法第二十七条の三の規定による免許を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一〇、二〇〇円 再免許を申請する場合には、四、八〇〇円とする。(以下略)

(参考) 地方総合通信局等の連絡先

北海道総合通信局	無線通信部	陸上課	011-709-2311 (内線4645)	〒060-8795	札幌市北区北8条西2丁目1-1	札幌第1合同庁舎
東北総合通信局	無線通信部	陸上課	022-221-0686	〒980-8795	宮城県仙台市青葉区本町3丁目2-23	仙台第2合同庁舎
関東総合通信局	無線通信部	陸上第一課	03-6238-1766	〒102-8795	東京都千代田区九段南1-2-1	九段第3合同庁舎
信越総合通信局	無線通信部	陸上課	026-234-9946	〒380-8795	長野県長野市旭町1108	長野第1合同庁舎
北陸総合通信局	無線通信部	陸上課	076-233-4482	〒920-8795	石川県金沢市広坂2-2-60	金沢広坂合同庁舎
東海総合通信局	無線通信部	陸上課	052-971-9127	〒461-8795	名古屋市東区白壁一丁目15番1	名古屋合同庁舎第3号館
近畿総合通信局	無線通信部	陸上第一課	06-6942-8555	〒540-8795	大阪府中央区大手前1丁目5番44号	大阪合同庁舎第1号館
中国総合通信局	無線通信部	陸上課	082-222-3365	〒730-8795	広島市中区東白島町19-36	
四国総合通信局	無線通信部	陸上課	089-936-5066	〒790-8795	愛媛県松山市宮田町8-5	日本郵政グループ松山ビル
九州総合通信局	無線通信部	陸上課	096-326-7855	〒860-8795	熊本県西区春日2丁目10番1号	熊本地方合同庁舎
沖縄総合通信事務所	無線通信課		098-865-2306	〒900-8795	沖縄県那覇市旭町1-9	カフーナ旭橋B-1街区

※「地域BWA」の担当部署が別の部署に変更になっている場合もあります。詳しくは各総合通信局にご確認下さい。

改定履歴

平成27年12月28日 初版 [1.0版] 発行

平成28年 3月 1日 [1.1版] 技適機器利用を前提に記載例等を変更、記載例の誤記等を修正

本資料に関するお問合せ先

地域BWA事務局 E-mail: BWA@catv.or.jp

(一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟 企画部内)